

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成28年4月1日
(第72期) 至 平成29年3月31日

日本精機株式会社

(E02214)

第72期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日本精機株式会社

目 次

	頁
第72期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【業績等の概要】	11
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	13
4 【事業等のリスク】	15
5 【経営上の重要な契約等】	16
6 【研究開発活動】	17
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	18
第3 【設備の状況】	20
1 【設備投資等の概要】	20
2 【主要な設備の状況】	21
3 【設備の新設、除却等の計画】	24
第4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【自己株式の取得等の状況】	45
3 【配当政策】	46
4 【株価の推移】	46
5 【役員の状況】	47
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5 【経理の状況】	60
1 【連結財務諸表等】	61
2 【財務諸表等】	98
第6 【提出会社の株式事務の概要】	112
第7 【提出会社の参考情報】	113
1 【提出会社の親会社等の情報】	113
2 【その他の参考情報】	113
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	114

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月29日

【事業年度】 第72期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

【会社名】 日本精機株式会社

【英訳名】 NIPPON SEIKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長執行役員 佐藤 守 人

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

【電話番号】 (0258)24-3311(代表)

【事務連絡者氏名】 事業管理本部事業統括部 執行役員 渡辺 桂 三

【最寄りの連絡場所】 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

【電話番号】 (0258)24-3311(代表)

【事務連絡者氏名】 事業管理本部事業統括部 執行役員 渡辺 桂 三

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	191,021	220,144	226,956	243,606	240,520
経常利益 (百万円)	15,611	23,029	23,619	16,378	17,764
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	8,231	13,908	14,467	9,143	9,412
包括利益 (百万円)	20,460	25,975	33,669	△3,442	8,357
純資産額 (百万円)	115,873	139,256	170,663	164,847	163,985
総資産額 (百万円)	231,990	263,132	299,132	292,130	290,934
1株当たり純資産額 (円)	1,905.58	2,278.25	2,794.24	2,697.71	2,764.28
1株当たり 当期純利益金額 (円)	143.69	242.79	252.60	159.67	164.37
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	143.57	242.56	252.33	159.48	164.15
自己資本比率 (%)	47.05	49.59	53.50	52.88	54.40
自己資本利益率 (%)	8.22	11.61	9.96	5.81	6.02
株価収益率 (倍)	8.69	7.26	9.37	13.63	14.57
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,376	12,579	19,202	16,890	15,681
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△60,768	45,760	△86,564	△9,386	△3,536
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	401	6,153	1,303	△3,823	△15,744
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	29,679	98,813	39,429	41,015	35,901
従業員数 (名)	11,753	13,219	13,641	13,284	13,912

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
売上高 (百万円)	99,613	107,699	104,376	114,703	117,415
経常利益 (百万円)	11,735	11,049	11,107	5,485	10,266
当期純利益 (百万円)	6,880	6,585	7,437	4,414	5,392
資本金 (百万円)	14,494	14,494	14,494	14,494	14,494
発行済株式総数 (千株)	60,907	60,907	60,907	60,907	60,907
純資産額 (百万円)	72,866	78,531	85,896	85,788	90,439
総資産額 (百万円)	172,836	183,316	194,437	197,879	205,595
1株当たり純資産額 (円)	1,271.39	1,370.23	1,498.69	1,496.65	1,577.79
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	20.00 (7.00)	27.00 (10.00)	33.00 (15.00)	35.00 (17.00)	35.00 (17.00)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	120.11	114.97	129.86	77.09	94.18
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	120.01	114.86	129.72	77.00	94.05
自己資本比率 (%)	42.14	42.81	44.14	43.31	43.94
自己資本利益率 (%)	9.92	8.71	9.05	5.15	6.13
株価収益率 (倍)	10.40	15.33	18.24	28.23	25.43
配当性向 (%)	16.65	23.48	25.41	45.40	37.16
従業員数 (名)	1,682	1,754	1,714	1,705	1,709

(注) 1

1株当たり配当額に含まれる記念配当又は特別配当 (円)	2.00 (記念) 8.00 (特別)	17.00 (特別)	—	1.00 (記念)	—
-----------------------------	------------------------------	---------------	---	--------------	---

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【沿革】

- 昭和21年12月 新潟県長岡市蔵王町(現・松葉)に日本精機株式会社を設立。
時計・計器類の製造販売を開始。
- 昭和26年10月 新潟県長岡市北中島町(現・中島)に本社工場を新設し、本社を移転。
- 昭和28年8月 東京連絡所(現・東京営業所)を開設。
- 昭和30年9月 新潟県長岡市西新町(現・城岡)に本社及び本社工場を移転。
- 昭和34年6月 大阪連絡所(現・大阪営業所)を開設。
- 9月 埼玉県上尾市に(有)旭計器製作所(昭和47年4月株式会社に改組)を設立。
- 昭和36年7月 浜松出張所(現・浜松営業所)を開設。
- 昭和45年2月 新潟県長岡市に日精サービス(株)を設立。(現・連結子会社)
- 12月 現在地に本社・本社工場を移転。
- 12月 新潟県小千谷市に真人工場を新設。
- 昭和46年7月 真人工場を(株)真人日本精機に改組設立。
- 昭和47年11月 米国、カリフォルニア州にエヌ・エス・インターナショナル社を設立。(現・連結子会社)
- 昭和48年6月 新潟県長岡市にエヌエスエレクトロニクス(株)を設立。(現・連結子会社)
- 昭和51年8月 液晶表示素子の製造を開始。
- 昭和53年7月 新潟県長岡市に(株)ホンダベルノ長岡を設立。
- 昭和57年6月 広島県庄原市に(株)ワイエヌエス(現・NSウエスト(株))を設立。(現・連結子会社)
- 11月 液晶組立が本社工場より液晶製造部に独立。
- 昭和58年11月 新潟県長岡市に日精ホンダ(株)を設立。
- 昭和60年4月 新潟県長岡市に(株)エヌエス・コンピュータサービス(現・(株)NS・コンピュータサービス)を設立。(現・連結子会社)
- 昭和61年3月 決算月を9月から3月に変更。
- 7月 米国、オハイオ州にニューサバイナインダストリーズ社を設立。(現・連結子会社)
- 昭和62年8月 英国、オックスフォードシャー州にユーケーエヌ・エス・アイ社を設立。(現・連結子会社)
- 平成元年2月 株式を東京証券取引所市場第二部及び新潟証券取引所に上場。
- 平成2年11月 新潟県長岡市にR&Dセンターを新設。
- 平成5年10月 エヌエスエレクトロニクス(株)と(株)エフ・エス・シーが合併。
- 平成6年4月 中国、香港に香港易初日精有限公司を設立。(現・連結子会社)
- 平成7年2月 中国、上海に合弁会社上海易初日精有限公司(現・上海日精儀器有限公司)を設立。
(現・連結子会社)
- 8月 ISO9001認証取得。
- 12月 タイ王国、チョンブリ県にタイニッポンセイキ社を設立。(現・連結子会社)
- 平成8年2月 (株)ホンダベルノ長岡と(株)ホンダクリオ長岡が合併し、(株)ホンダ四輪販売長岡を設立。
- 12月 米国ビッグスリーの品質要求規格QS9000の認証取得。
- 12月 エヌエスエレクトロニクス(株)と関係会社エヌエスパーツ(株)が合併。
- 平成9年9月 タイ王国、チョンブリ県にタイ マット エヌエス社を設立。(現・連結子会社)
- 平成10年5月 新潟県長岡市に第二液晶工場を新設。
- 平成11年8月 ISO14001認証取得。
- 平成12年7月 (株)真人日本精機と(株)旭計器製作所が合併し、エヌエスアドバンテック(株)を設立。
(現・連結子会社)
- 平成13年1月 中国、香港に香港支店を開設。
- 11月 中国、香港に香港日本精機有限公司を設立。(現・連結子会社)
- 12月 インドネシア、バンテン州にインドネシア エヌエス社(現・インドネシア ニッポンセイキ社)を設立。(現・連結子会社)
- 12月 インド、ハリヤナ州のジェイエヌエス インスツルメンツ社に出資。
- 平成14年4月 新潟県長岡市の(株)大和ホンダを子会社として追加。
- 8月 ブラジル、アマゾナス州にニッポンセイキ・ド・ブラジル社を設立。(現・連結子会社)
- 12月 オランダ、アムステルダム市にニッポンセイキヨーロッパ社を設立。(現・連結子会社)
- 平成15年9月 中国、広東省に東莞日精電子有限公司を設立。(現・連結子会社)
- 平成16年6月 中国、江蘇省に日精工程塑料(南通)有限公司を設立。(現・連結子会社)
- 7月 ISO/TS16949認証取得。
- 11月 新潟県長岡市に(株)NSモータース(現・(株)カーステーション新潟)を設立。(現・連結子会社)

- 平成18年 5月 新潟県長岡市に㈱新長岡マツダ販売を設立。
6月 ㈱ホンダ四輪販売長岡が㈱大和ホンダを合併。(現・連結子会社)
7月 新潟県長岡市にNSテクニカルセンターを新設。
7月 ブラジル、サンパウロ州にエヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社を設立。
(現・連結子会社)
- 平成19年 3月 ベトナム、ハノイ市にベトナム・ニッポンセイキ社を設立。(現・連結子会社)
8月 タイ王国、チョンブリ県にニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社を設立。(現・連結子会社)
- 平成20年 4月 メキシコ、ヌエボレオン州にニッポンセイキ・デ・メヒコ社、ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社の2社を設立。(現・連結子会社)
10月 台湾、基隆市の尚志精機股份有限公司(現・台湾日精儀器股份有限公司)への出資比率を高め、同社及び同社子会社の常州尚志精機有限公司(現・常州日精儀器有限公司)(中国、江蘇省)を連結子会社化。
- 平成22年12月 新潟マツダ自動車㈱の株式を、マツダ㈱から取得。新潟県全域でマツダディーラー事業を展開。
- 平成23年 6月 中国、湖北省武漢市に日精儀器武漢有限公司を設立。(現・連結子会社)
6月 中国、常州日精儀器有限公司への出資比率を高め、完全子会社化。(現・連結子会社)
- 平成24年 2月 インド、アーンドラ・プラデーシュ州にエヌエス インストルメンツ インディア社を設立。
(現・連結子会社)
3月 中国、上海市に日精儀器科技(上海)有限公司を設立。(現・連結子会社)
6月 新潟マツダ自動車㈱が㈱新長岡マツダ販売を合併。(現・連結子会社)
10月 東京都台東区に東京テクニカルセンターを開設。(平成29年4月に東京都北区へ移転)
- 平成25年 8月 メキシコ、ヌエボレオン州にニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社を設立。(現・連結子会社)
10月 ベトナム、ダナン市にダナンニッポンセイキ社を設立。(現・連結子会社)

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、子会社35社及び関連会社1社で構成され、四輪車用・二輪車用・汎用計器類、民生用機器及び自動車販売を主な事業内容とし、さらに各事業に関連する物流、コンピューターシステム、樹脂材料加工・販売及び液晶表示素子の製造販売等の事業を展開しております。

国内関係会社においては、製造会社は主として当社の生産体制と一体となって、当社製品の部品・完成品の製造を担当し主に当社へ納入をしております。その他販売及びサービス関連の会社については当社及びグループ間の取引のほか、直接他の法人、エンドユーザーとの取引をしております。

海外関係会社においては、現地系企業への販路拡大及び当社国内得意先の海外展開へ対応するとともに、なかでも中国・アジア拠点は、グループ内相互補完の輸出基地としての役割をもって当社製品の製造・販売を行っております。

当社グループの事業に係わる位置付け、及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

セグメントの名称	主要製品等	会社名
自動車及び汎用計器事業	四輪車用計器 ヘッドアップディスプレイ 二輪車用計器 汎用計器 各種センサー	当社 エヌエスアドバンテック(株) エヌエスエレクトロニクス(株) NSウエスト(株) ユークーエヌ・エス・アイ社 ニッポンセイキヨーロッパ社 ニューサバイナインダストリーズ社 エヌ・エス・インターナショナル社 ニッポンセイキ・デ・メヒコ社 ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社 ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社 ニッポンセイキ・ド・ブラジル社 エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社 タイ-ニッポンセイキ社 インドネシア ニッポンセイキ社 ベトナム・ニッポンセイキ社 ダナンニッポンセイキ社 上海日精儀器有限公司 台湾日精儀器股份有限公司 常州日精儀器有限公司 日精儀器武漢有限公司 日精儀器科技(上海)有限公司 エヌエス インスツルメンツ インディア社 <input type="checkbox"/> ジェイエヌエス インスツルメンツ社
民生機器事業	OA・情報機器操作パネル 空調・住設機器コントローラー FA・アミューズメントユニット ASSY 高密度実装基板EMS	当社 エヌエスアドバンテック(株) エヌエスエレクトロニクス(株) ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社 香港日本精機有限公司 東莞日精電子有限公司 上海日精儀器有限公司
自動車販売事業	新車・中古車の販売 車検・整備等のサービス	(株)ホンダ四輪販売長岡 新潟マツダ自動車(株) (株)マツダモビリティ新潟 (株)カーステーション新潟
その他	貨物運送 ソフトウェアの開発販売 受託計算 樹脂材料の加工・販売 液晶表示素子・モジュール 有機EL表示素子・モジュール その他	当社 日精サービス(株) (株)NS・コンピュータサービス エヌエスアドバンテック(株) ニッポンセイキヨーロッパ社 タイ マット エヌエス社 香港易初日精有限公司 日精工程塑料(南通)有限公司 <input type="checkbox"/> 日精給食(株)

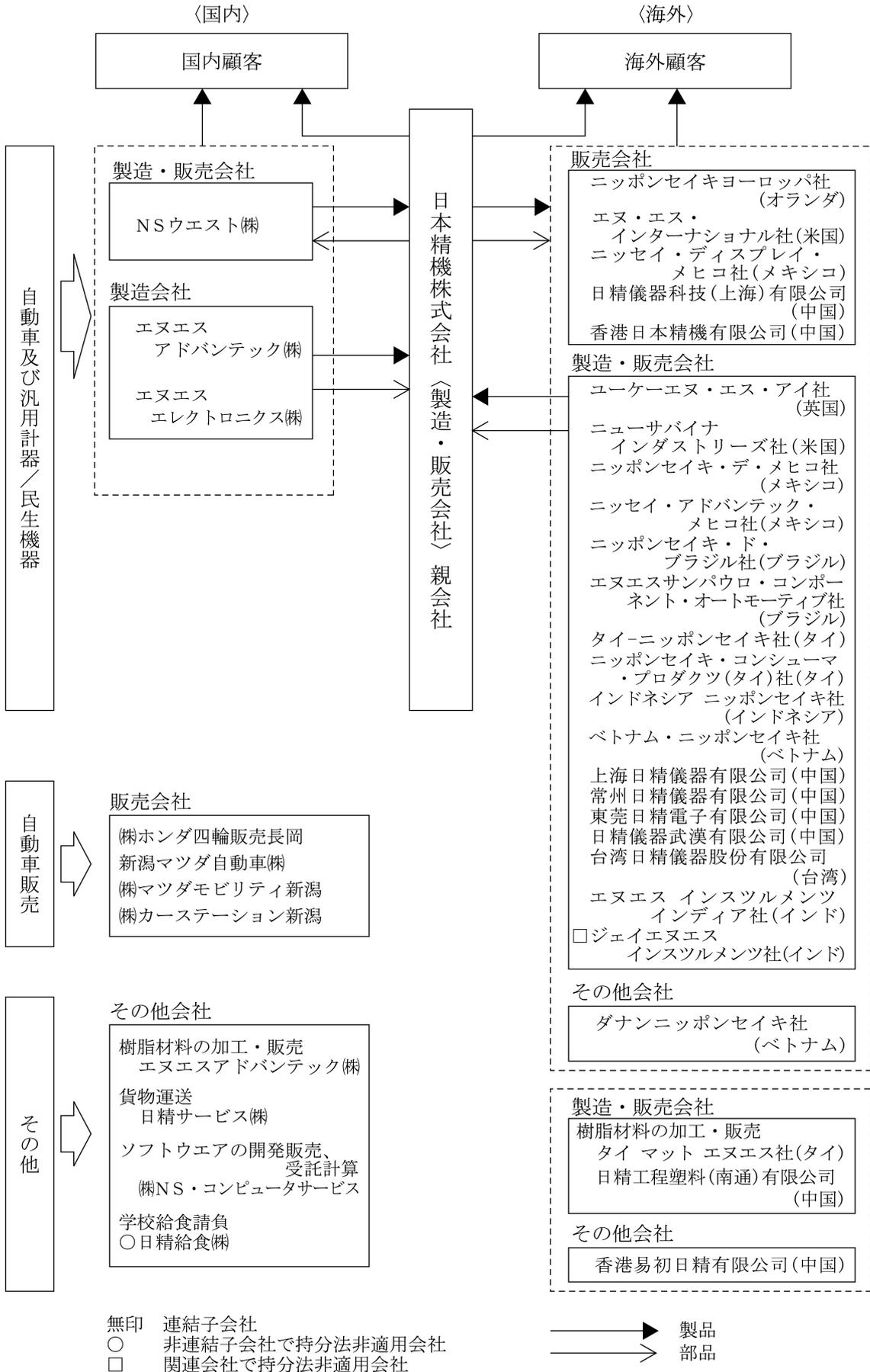
(注) 1 複数の事業を営んでいる会社については、それぞれの事業区分に記載しております。

2 無印 連結子会社

3 ○ 非連結子会社で持分法非適用会社

4 □ 関連会社で持分法非適用会社

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) エヌエス アドバンテック(株)	新潟県小千谷市	161	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	100.0	—	製品及び部品の購入、 土地建物の賃貸、 資金の借入、 役員の兼任等
エヌエスエレクト ロニクス(株)	新潟県長岡市	91	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	100.0	—	製品及び部品の購入、資金の 貸付、土地建物の賃貸、 役員の兼任等
NSウエスト(株)	広島県庄原市	300	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売及び購入、 資金の借入、 役員の兼任等
(株)NS・コンピュータ サービス	新潟県長岡市	323	その他	100.0	—	ソフトウェアの開発委託、土 地建物の賃貸、資金の借入、 役員の兼任等
日精サービス(株)	新潟県長岡市	100	その他	100.0	—	製品の梱包・運搬、土地建物 の賃貸、資金の借入、 役員の兼任等
(株)ホンダ四輪販売長岡	新潟県長岡市	130	自動車販売事業	100.0	—	営業用車両の購入、土地建物 の賃貸、資金の貸付、 役員の兼任等
新潟マツダ自動車(株)	新潟県新潟市	100	自動車販売事業	100.0	—	営業用車両の購入、 資金の借入、 役員の兼任等
(株)マツダモビリティ新潟	新潟県新潟市	10	自動車販売事業	100.0 (100.0)	—	資金の借入 役員の兼任等、
(株)カーステーション新潟	新潟県長岡市	10	自動車販売事業	100.0	—	営業用車両の購入、土地建物 の賃貸、資金の貸付、 役員の兼任等
ユーケーエヌ・ エス・アイ社 (注)3	英国 ウースターシャ ー州	千STG£ 12,761	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
ニッポンセイキ ヨーロッパ社	オランダ アムステルダム 市	千ユーロ 350	自動車及び 汎用計器事業 その他	100.0	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
ニューサバイナ インダストリーズ社 (注)3	米国 オハイオ州	千US\$ 12,700	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (7.9)	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
エヌ・エス・ インターナショナル社 (注)3、6	米国 ミシガン州	千US\$ 480	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、 資金の借入、 役員の兼任等
ニッポンセイキ・ デ・メヒコ社 (注)3	メキシコ ヌエボレオン州	千MXN 259,175	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (20.5)	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
ニッセイ・アドバンテッ ク・メヒコ社 (注)3	メキシコ ヌエボレオン州	千MXN 249,500	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (95.59)	—	資金の貸付
ニッセイ・ ディスプレイ・メヒコ社	メキシコ ヌエボレオン州	千MXN 1,200	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (87.0)	—	資金の貸付、 役員の兼任等
ニッポンセイキ・ド・ ブラジル社	ブラジル アマゾナス州	千BRL 60,032	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、 役員の兼任等
エヌエスサンパウロ・ コンポーネント・ オートモーティブ社	ブラジル サンパウロ州	千BRL 17,200	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (20.0)	—	製品の販売、資金の貸付 役員の兼任等
タイ-ニッポンセイキ社 (注)7	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 406,500	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売及び購入、 役員の兼任等
タイ マット エヌエス社	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 100,000	その他	83.5 (73.0)	—	役員の兼任等
ニッポンセイキ・ コンシューマ・ プロダクツ(タイ)社	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 230,000	民生機器事業	80.0	—	製品の販売及び購入、 役員の兼任等
インドネシア ニッポンセイキ社	インドネシア バンテン州	千US\$ 4,500	自動車及び 汎用計器事業	70.0	—	製品の販売、 役員の兼任等

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ベトナム・ ニッポンセイキ社	ベトナム ハノイ市	千US\$ 7,000	自動車及び 汎用計器事業	70.0	—	製品の販売、 役員の兼任等
ダナンニッポンセイキ社	ベトナム ダナン市	千US\$ 1,000	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	ソフトウェア開発委託、 役員の兼任等
エヌエス インストルメ ンツ インディア社 (注) 3、9	インド アーンドラ・ プラデーシュ州	千Rs 1,380,000	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (1.0)	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
香港日本精機有限公司	中華人民共和国 香港	千HK\$ 24,977	民生機器事業	100.0 (30.0)	—	製品の販売及び購入、 資金の貸付、 役員の兼任等
東莞日精電子有限公司	中華人民共和国 広東省	千US\$ 3,330	民生機器事業	100.0 (30.0)	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
上海日精儀器有限公司	中華人民共和国 上海市	千US\$ 10,000	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	80.0 (80.0)	—	製品の販売、部品の購入 役員の兼任等
香港易初日精有限公司	中華人民共和国 香港	千US\$ 8,910	その他	100.0 (5.0)	—	役員の兼任等
台湾日精儀器 股份有限公司	台湾 基隆市	千NT\$ 100,000	自動車及び 汎用計器事業	80.0	—	製品の販売、 役員の兼任等
常州日精儀器有限公司 (注) 8	中華人民共和国 江蘇省	千US\$ 5,200	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、 役員の兼任等
日精工程塑料(南通) 有限公司	中華人民共和国 江蘇省	千US\$ 8,000	その他	100.0 (100.0)	—	部品の購入、 資金の貸付
日精儀器武漢有限公司 (注) 3	中華人民共和国 湖北省	千元 131,900	自動車及び 汎用計器事業	75.0	—	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任等
日精儀器科技(上海) 有限公司	中華人民共和国 上海市	千US\$ 1,500	自動車及び 汎用計器事業	91.0 (31.0)	—	製品の販売、 役員の兼任等

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 「議決権の所有(被所有)割合」欄の(内書)は間接所有であります。

3 特定子会社であります。

4 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 関係内容における役員の兼任等には、当社役員及び当該会社役員兼任のほか、出向及び転籍等も含まれております。

6 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

(百万円)

会社名	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
エヌ・エス・ インターナショナル社	62,078	2,227	1,443	72,364	85,429

7 タイ・ニッポンセイキ社は、平成29年3月7日付で株式取得を行った結果、当社の出資比率が69.9%から100.0%となっております。

8 常州日精儀器有限公司は、平成29年2月20日開催の当社取締役会において解散が決議されました。

9 前連結会計年度において非連結子会社であったエヌエス インストルメンツ インディア社は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
自動車及び汎用計器事業	10,686
民生機器事業	1,063
自動車販売事業	515
その他	1,390
全社(共通)	258
合計	13,912

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,709	43.2	19.3	5,886

セグメントの名称	従業員数(名)
自動車及び汎用計器事業	1,272
民生機器事業	131
その他	117
全社(共通)	189
合計	1,709

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

a 結成年月日と名称

結成：昭和34年2月14日

名称：JAM日本精機労働組合

b 組合員数

1,287名(平成29年3月31日現在)

c 所属上部団体名

産業別労働組合ジェイ・エイ・エム

d 労使関係は、円満な関係を維持しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、米国では個人消費の拡大を中心に底堅く推移し、欧州においても堅調な個人消費により緩やかな回復基調が続きましたが、アジアでは中国経済の減速が継続する等、世界経済は緩やかな回復にとどまりました。日本経済においては、雇用は改善傾向にあるものの、依然として停滞する個人消費等から力強さを欠く状況となりました。一方、金融市場は6月の英国国民投票を契機に進んだ円高傾向から一転して11月の米国大統領選挙以降に急速なドル高・円安が進行するなど、目まぐるしい変動に見舞われました。

このような状況において、当社グループは、連結企業体としてグローバルでの競争に勝ち残り、継続的に成長できる企業体質を実現すべく、品質第一に徹し、競争に負けない「ものづくり総合力」（コスト・技術・物流・サービス）の強化と同時に、営業・設計・経営管理など、あらゆる面でのグローバル化を目指し、変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう「経営のグローバル化」を推進してまいりました。

自動車及び汎用計器事業においては、新規顧客の拡大や大規模市場における拡販に対応するため、生産レイアウト最適化・生産能力拡充を行ってまいりました。

ヘッドアップディスプレイの生産体制構築の一環として、「NSウエスト株式会社」（広島県）に新工場を建設し、重要内製部品を当社グループに供給することで、3ヶ国4拠点（日本2拠点、米国1拠点、英国1拠点）のグループ補完体制を整えることといたしました。

北米においては米国及びメキシコの製造子会社の生産拡充により、各社単独でものづくりが完結する体制とすることで、受注変動・受注機種多様化への柔軟な対応を実現する体制を構築いたしました。

欧州やアジアにおいては計器部品をアジアから欧州へ供給するグループ補完体制をさらに充実させてまいりました。

また、製品の高機能化に伴う設計開発力の増強については、従前からの日本、米国、欧州の設計開発拠点における人員の増員及び機能強化を図るとともに、ポーランドに設計事務所を新設、欧州における顧客ニーズを踏まえた開発と製品化をいち早く実現し、新規顧客の開拓並びに大規模市場での拡販に対応し、世界シェア拡大を図ってまいりました。

製品開発においては、既存の事業により培った技術・ノウハウを活かし、IoT技術を利用した高信頼性クラウド型遠隔監視システム「SMASH」（Smart Sharing System）の開発を行い、新しい分野への進出を果たしました。

また、民生機器事業とディスプレイ事業を統合することで、それぞれの技術、顧客、商材の深堀りと組合せにより新しい価値を提供するコンポーネント事業部の新設に向けての準備を進めてまいりました。

このように、当社グループは大規模市場においては積極的な拠点機能の強化を行いつつグループ補完体制を構築し、自動車及び汎用計器事業における一層の競争力強化とともに、既存事業周辺及び新規事業領域への開拓、新たな価値創出を図ってまいります。

このような事業展開の結果、当連結会計年度の売上高は、240,520百万円（前年同期比1.3%減）、営業利益は、17,296百万円（前年同期比4.4%減）、経常利益は、17,764百万円（前年同期比8.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、9,412百万円（前年同期比2.9%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

自動車及び汎用計器事業は、四輪車用計器が欧州で減少したものの、米州、アジア向けが増加し、売上高190,316百万円（前年同期比0.3%増）となりましたが、営業利益13,941百万円（前年同期比12.2%減）となりました。

民生機器事業は、OA・情報機器操作パネル、アミューズメント向け基板ユニット等が減少し、売上高11,472百万円（前年同期比18.0%減）、営業損失47百万円（前年同期は338百万円の営業損失）となりました。

自動車販売事業は、新車販売等が減少し、売上高21,686百万円（前年同期比5.1%減）となりましたが、営業利益1,041百万円（前年同期比7.4%増）となりました。

その他は、樹脂材料販売等が増加し、売上高17,044百万円（前年同期比0.4%増）、営業利益2,606百万円（前年同期比50.6%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは15,681百万円の収入超過となりました。たな卸資産の増減額が前年同期と比較して9,610百万円増加しましたが、売上債権の増減額が前年同期と比較して7,275百万円減少したこと等により、営業活動によるキャッシュ・フローは前年同期と比較して1,208百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは3,536百万円の支出超過となりました。定期預金の純増減額が前年同期と比較して5,872百万円減少したこと等により、投資活動によるキャッシュ・フローは前年同期と比較して5,849百万円の支出減となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは15,744百万円の支出超過となりました。短期借入金の純増減額が前年同期と比較して10,685百万円減少したこと等により、財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期と比較して11,920百万円の収入減となりました。

この結果、現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度の41,015百万円から5,113百万円減少し、当連結会計年度は35,901百万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
自動車及び汎用計器事業	168,565	△1.6
民生機器事業	11,289	△16.6
自動車販売事業	—	—
その他	10,039	5.0
合計	189,894	△2.3

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 金額は、販売価格によっております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

重要な受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
自動車及び汎用計器事業	190,316	0.3
民生機器事業	11,472	△18.0
自動車販売事業	21,686	△5.1
その他	17,044	0.4
合計	240,520	△1.3

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営方針

当社グループでは経営理念及び企業文化を普遍的な価値と位置付け経営活動を行っております。その経営理念とは「顧客の立場に立って価値の高い製品を提供することにより社会の繁栄に貢献する」であり、常にグループ一丸となってお客様に満足していただける商品をお届けすることをモットーに事業活動を展開しております。また当社グループの企業文化とは、「質・実・簡・迅」（本質的なことを現実に基づきシンプルに素速く実行する。）であり、この企業文化を築きあげることにより“芯から強い会社”になることを目指しております。

次にグループビジョンとして「NEMS 4 3 3」を掲げ、当社グループの保有技術の更なる進化及びそのシナジー効果により、他社との優位性を確立し「ものづくり企業集団」として事業の拡大を図っております。

「NEMS 4 3 3」とは以下の要素を表しております。

“4” 「4つの大切」

- 1) 志 志（強い意志）をもって努力を重ねることにより、高い目標を実現する。
- 2) 社会 法令遵守や環境保全、株主の皆様との良好な関係の構築などを通じ、社会的な責任を果たしていく。
- 3) お客様 負けないQ（品質）D（納期）C（コスト）D（技術）により、お客様の満足度向上に努める。
- 4) 人 社員個々人の能力を高め、それを存分に発揮できる仕組みにより、個人と会社の両方が成長していける関係を大切にする。

“3” 「3つの価値」

NEMSによって3つの「つなげる価値」をかたちにする。

1) 人と人をつなげる

お客様、サプライヤー、社員のつながりを大切にし、求める価値を共有していく。

2) 人と技術をつなげる

技術進化を追求し、人と技術をつなげることで、新しい価値を提供していく。

3) 人と情報をつなげる

グループ保有情報を人とつなげることにより、共通の価値を拡張していく。

“3” 「売上高3,000億円／営業利益300億円」

グループ全体の持続的成長により、連結売上高3,000億円、連結営業利益300億円を達成する。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、引き続き堅調な推移が期待される米国経済や、インド等の力強い新興国に牽引されると予測されるものの、英国のEU離脱の影響による先行き不透明感や中国・アセアン地域における通貨安影響が依然として継続する等、予断を許さない状況が続いております。日本においては、短期的には緩和的金融政策が経済成長を支えるものの、中期的には人口減少等により経済成長は期待できない見通しとなっております。

このような変化が速く激しい世界経済にあって、当社グループはグローバルマーケットにおける販売台数拡大及び製品の高付加価値化を実現すべく、当社グループ保有技術の更なる進化及びそのシナジー効果により、他社との優位性を確立し、“ものづくり企業集団”としての事業の拡大成長に取り組んでまいります。具体的には中期経営方針を実現することにより、グループ全体の総合力を発揮し、持続的な成長と利益を創出していける企業体制「経営のグローバル化」を強力に推進してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済状況

当社グループは、日本をはじめ、米州、欧州、アジア地域を含む世界各地で製造及び販売活動を行っております。市場となる国や地域の景気悪化、それに伴い著しく需要縮小となった場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 世界各国での事業展開

当社グループの海外事業展開には以下のリスクが考えられ、これらの事態が発生した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 予期しない法律又は規制の変更
- ・ 不利な政治的又は経済的要因
- ・ 人材の採用と確保の難しさ
- ・ テロ、戦争、疾病、その他の要因による社会的混乱

(3) 為替変動

当社グループは、今後も積極的に海外で事業展開を行ってまいります。当社グループの売上高に占める海外売上高の比率は年々増加し、為替変動の影響もより大きくなります。一般的に円高が進行した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 研究開発

当社グループは、価値の高い製品づくりを目指し研究開発に取り組んでおりますが、長期的に市場ニーズに合致した新技術を創造し続けられるとは限りません。想定外の市場ニーズの変化や、急激な業界の技術革新に追随できず優位性のある製品を提供できなくなった場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 知的財産権

当社グループは、事業の優位性を確保する為に、他社製品と差別化できる技術とノウハウを保持しております。これら知的財産の保護には注力しておりますが、第三者が当社グループの知的財産を無断使用して製造することを防止できず損害を被る可能性があります。もう一方では、当社グループの製品が第三者の知的財産権を侵害しているとの主張を受け、当社が第三者から訴訟を提起された場合、その結果によっては、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 製品の欠陥

当社グループは、品質第一の考えのもと顧客ニーズを満たし、業界一の品質・技術の確立を目指して全力をあげて取り組んでおります。しかしながら、万一、製品に欠陥が生じ顧客に重大な損失をもたらし、社会的信用の低下、また多額な損害賠償が発生した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 原材料・部品の調達

当社グループは、製品の製造に使用する原材料や部品を複数のグループ外供給元から調達しておりますが、一部のものについては、その特殊性から調達先が限定されているものや、調達先の切替の困難なものがあります。調達先の生産能力不足や品質不良または倒産、火災、地震等の自然災害、その他の理由により調達が出来なくなった場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的手続き

当社グループは、全世界で事業活動を展開しており、各国で訴訟その他の法的手続きの当事者となる可能性があります。各国の法制度・裁判制度の違いもあり、事案によって多額な損害賠償となった場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報の漏洩

当社グループは、技術情報等の重要な機密情報や、顧客その他関係者の個人情報を持しております。これら情報の漏洩を防止するため社内規程の整備や社員教育の徹底、セキュリティシステムの強化等様々な対策を講じておりますが、不測の事態によりこれらの情報が漏洩し、社会的信用の低下、また多額な損害賠償が発生した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害や火災等の影響

大規模な地震、洪水、台風等の自然災害や火災等の災害事故が生じ、設備等の損壊や電力、ガス、水の供給困難となり操業を停止せざるを得ない事態となれば、生産及び出荷が遅延する可能性があります。また、損害を被った設備等の修復の為に多額の費用が発生した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社の企業集団における研究開発活動は、R&Dセンター及びNSテクニカルセンターを中核として、各事業分野を担当する量産製品の開発、設計組織及び生産技術部門の緊密な連携によって、車載関係及びその他の多角化領域の製品開発、技術開発を進めております。当社以外では当企業集団に影響を及ぼす研究開発活動は行っておりません。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、4,404百万円であります。

セグメントごとの主な研究開発活動は、次のとおりであります。

自動車及び汎用計器事業

- ・ヘッドアップディスプレイ等の運転支援型情報表示システムの開発、及び次世代HMI(ヒューマン マシン インターフェイス)機器の開発
- ・スマートフォン連携技術の開発
- ・車載用光学技術及びアクチュエータ技術開発
- ・車載用センサ開発

研究開発費の金額は、4,004百万円であります。

民生機器事業

- ・UI(ユーザ インターフェイス)機器開発
- ・リモートコントロール機器開発
- ・IoTシステム及び機器の開発

研究開発費の金額は、325百万円であります。

自動車販売事業

該当事項はありません。

その他

- ・有機EL光源デバイスの技術開発
- ・液晶光学デバイスの技術開発
- ・高コントラスト、広視野角、高速応答液晶表示の技術開発

研究開発費の金額は、73百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 概要

当連結会計年度において、当社グループでは、連結企業体としてグローバルでの競争に勝ち残り、継続的に成長できる企業体質を実現すべく、品質第一に徹し、競争に負けない「ものづくり総合力」（コスト・技術・物流・サービス）の強化と同時に、営業・設計・経営管理など、あらゆる面でのグローバル化を目指し、変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう「経営のグローバル化」を推進してまいりました。当社グループを取り巻く経済環境は、米国では個人消費の拡大を中心に底堅く推移し、欧州においても堅調な個人消費により緩やかな回復基調が続きましたが、アジアでは中国経済の減速が継続する等、世界経済は緩やかな回復にとどまりました。日本経済においては、雇用は改善傾向にあるものの、依然として停滞する個人消費等から力強さを欠く状況となりました。一方、金融市場は6月の英国国民投票を契機に進んだ円高傾向から一転して11月の米国大統領選挙以降に急速なドル高・円安が進行するなど、目まぐるしい変動に見舞われました。

この結果、当連結会計年度の売上高は240,520百万円(前年同期比1.3%減)、営業利益は17,296百万円(前年同期比4.4%減)、経常利益は17,764百万円(前年同期比8.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は9,412百万円(前年同期比2.9%増)となりました。

(2) 為替変動の影響

円の為替レートの変動により、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べ20,774百万円減少し、営業利益は1,937百万円減少したと試算されます。ただし、この試算は、当連結会計年度の外貨建の営業収入、売上原価、販売費及び一般管理費に、前連結会計年度の東京外国為替市場における平均レートを適用して算出したものであり、為替変動に対応した販売価格等の変更の影響は考慮されておりません。

(3) 売上高及び営業利益について

売上高は前連結会計年度に比べ1.3%減収の240,520百万円となりました。国内売上高は、前連結会計年度に比べ2.1%減収の85,984百万円となり、海外売上高は、0.8%減収の154,535百万円となりました。

自動車及び汎用計器事業におきましては、四輪車用計器が欧州で減少したものの、米州、アジア向けが増加し、前連結会計年度と比べ0.3%増収の190,316百万円となりました。民生機器事業はOA・情報機器操作パネル、アミューズメント向け基板ユニット等が減少し、前連結会計年度に比べ18.0%減収の11,472百万円となりました。自動車販売事業は新車販売等が減少し、前連結会計年度と比べ5.1%減収の21,686百万円となりました。その他事業につきましては、樹脂材料販売等の増加により、前連結会計年度と比べ0.4%増収の17,044百万円となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費は前連結会計年度と比べ1.0%減の223,223百万円となり、売上高に対する比率は0.2ポイント上昇して92.8%となりました。

この結果、営業利益は前連結会計年度に比べ4.4%減益の17,296百万円となりました。

(4) 営業外収益(費用)

営業外収益(費用)は、前連結会計年度の1,704百万円の費用(純額)から、467百万円の収益(純額)となりました。これは主に、為替差損が前連結会計年度から減少したこと等によります。

(5) 税金等調整前当期純利益

税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度の16,414百万円から12.5%減少の14,370百万円となりました。

(6) 法人税等

税金等調整前当期純利益に対する法人税等の負担率は、前連結会計年度の38.3%から10.6ポイント減少し27.7%となりました。

(7) 非支配株主に帰属する当期純利益

非支配株主に帰属する当期純利益は、主として、タイ・ニッポンセイキ社、ベトナム・ニッポンセイキ社、上海日精儀器有限公司の非支配株主に帰属する利益からなり、前連結会計年度の977百万円に対し、当連結会計年度は983百万円となりました。

(8) 親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度の9,143百万円に対し、2.9%増益の9,412百万円となりました。なお、1株当たりの当期純利益金額は前連結会計年度の159.67円に対し、164.37円となりました。

(9) キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、1 [業績等の概要] (2) キャッシュ・フローの状況に記載のとおりです。

(10) 主な契約債務

(単位：百万円)

主な契約債務	合計	1年以内	1年超
借入金	61,859	54,449	7,410
リース債務	294	92	201

借入金については、主として銀行借入によるものであります。

(11) 財務政策

当社グループは、グローバルな経営の実現に向けて、機動的かつ効率的な資金の循環による有利子負債の削減、金融費用の削減を図るため、国内グループ会社及び海外グループ会社に対し、提出会社を通じた資金調達体制を確立しております。また今後も海外グループ会社に対しては、順次対象会社を拡大して行く予定であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、各製造部門の生産能力拡大及び設備更新、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は12,722百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

自動車及び汎用計器事業

新機種対応及び生産能力拡大、設備更新により、基板実装設備、計器組立設備の投資を行い、設備投資金額は、9,774百万円であります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

民生機器事業

新機種対応及び生産能力拡大、設備更新により、検査設備等の投資を行い、設備投資金額は、210百万円であります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

自動車販売事業

販売のさらなる強化のため、試乗車等の車両更新、(株)ホンダ四輪販売長岡 喜多町店の出店に基づく、店舗及び工場建設工事、試乗車等の車両更新等の投資を行い、設備投資金額は、1,154百万円であります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

その他

事業拡大による投資、設備更新等の投資を行い、設備投資金額は、1,198百万円であります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成29年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	リース資産		合計
本社及び本社工場 (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	自動車用計器類 製造設備 液晶表示素子生 産設備 ハイブリッドIC 生産設備 その他設備	907	10	319	1,877 (34)	3	3,118	459
高見事業所及びNSテクニ カルセンター (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器類 製造設備	1,306	1,094	334	1,870 (71)	2	4,607	946
R&Dセンター (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 その他	研究開発用設備	383	117	37	562 (16)	—	1,099	77

(2) 国内子会社

(平成29年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	リース 資産		合計
エヌエスアドバ ンテック㈱	本社工場 (新潟県小千 谷市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	自動車用計器 類製造設備 成形及び印刷 設備	216	254	34	105 (14)	—	611	342
	長岡工場 (新潟県長岡 市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	着色設備	293	295	27	226 (7)	—	843	85
エヌエスエレクトロ ニクス㈱	本社工場 (新潟県長岡 市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	自動車用計器 類製造設備 民生機器組立 設備	228	528	40	1,277 (18)	—	2,075	392
NSウエスト㈱	本社工場 (広島県庄原 市)	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	724	927	421	2,106 (58)	13	4,193	296
㈱NS・コンピ ュータサービス	本社 (新潟県長岡 市)	その他	ソフトウェア 開発設備	427	0	48	293 (6)	187	957	428
日精サービス㈱	本社 (新潟県長岡 市)	その他	その他設備	321	50	34	116 (1)	—	522	309
㈱ホンダ四輪販 売長岡	本社及び本社 工場 (新潟県長岡 市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	1,590	324	18	1,613 (44)	—	3,546	171
新潟マツダ自動 車㈱	本社及び本社 工場 (新潟県新潟 市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	977	439	18	1,806 (38)	40	3,281	296
㈱マツダモビリ ティ新潟	本社及び本社 工場 (新潟県新潟 市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	19	0	1	— (—)	—	20	19
㈱カーステーション 新潟	本社及び本社 工場 (新潟県長岡 市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	55	32	1	— (—)	—	89	29

(3) 在外子会社

(平成29年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	リース 資産	合計	
ユーケー エヌ・エス ・アイ社	英国 ウースター シャー州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	122	1,011	8	75 (24)	—	1,217	445
ニッポンセイキ ヨーロッパ社	オランダ アムステルダ ム市	自動車及び 汎用計器事業 その他	その他設備	—	—	149	— (—)	—	149	160
ニューサバイナ インダストリー ズ社	米国 オハイオ州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	250	707	180	23 (265)	—	1,161	378
エヌ・エス ・インターナシ ョナル社	米国 ミシガン州	自動車及び 汎用計器事業	その他設備	1,015	447	221	462 (40)	—	2,147	233
ニッポンセイ キ・デ・メヒコ 社	メキシコ ヌエボレオン 州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	514	1,332	87	137 (40)	—	2,071	918
ニッセイ・アド バンテック・メ ヒコ社	メキシコ ヌエボレオン 州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	548	1,085	32	139 (41)	—	1,805	715
ニッポンセイ キ・ド・ブラジル 社	ブラジル アマゾナス州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	338	537	95	23 (14)	—	995	230
エヌエスサンバ ウロ・コンポー ネット・オート モーティブ社	ブラジル サンパウロ 州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	134	258	12	100 (92)	—	506	69
タイ・ニッポン セイキ社	タイ王国 チョンブリ県	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	726	1,149	249	558 (84)	—	2,684	1,481
タイ マットエ ヌエス社	タイ王国 チョンブリ県	その他	樹脂材料着色 加工設備	183	232	30	94 (16)	—	540	141
ニッポンセイ キ・コンシュー マ・プロダクツ (タイ)社	タイ王国 チョンブリ県	民生機器事業	民生機器組立 設備	36	45	76	— (—)	—	159	281
インドネシア ニッポンセイキ 社	インドネシア バンテン州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	883	1,308	581	119 (80)	—	2,893	1,591
ベトナム・ニッ ポンセイキ社	ベトナム ハノイ市	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	310	368	3	— (—)	—	682	941
ダナンニッポ ンセイキ社	ベトナム ダナン市	自動車及び 汎用計器事業	ソフトウェア 開発設備	—	—	2	— (—)	—	2	51
エヌエス イン スツルメンツ インドシア社	インド アーンドラ・ プラデーシュ 州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	913	827	25	— (—)	—	1,766	215
東莞日精電子有 限公司	中華人民 共和国 広東省	民生機器事業	民生機器組立 設備	70	80	207	— (—)	3	362	590
上海日精儀器有 限公司	中華人民 共和国 上海市	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	自動車用計器 類製造設備 民生機器組立 設備	341	922	346	— (—)	—	1,610	665
台湾日精儀器股 份有限公司	台湾 基隆市	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	—	20	10	— (—)	—	30	112
常州日精儀器有 限公司	中華人民 共和国 江蘇省	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	34	162	16	— (—)	—	213	76

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	リース 資産	合計	
日精工程塑料 (南通)有限公司	中華人民 共和国 江蘇省	その他	樹脂材料着色 加工設備	469	756	6	— (—)	—	1,232	313
日精儀器武漢有 限公司	中華人民 共和国 湖北省	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	519	481	691	— (—)	—	1,692	160
日精儀器科技 (上海)有限公司	中華人民 共和国 上海市	自動車及び 汎用計器事業	その他設備	—	0	15	— (—)	—	15	65

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。
2 現在休止中の主要な設備はありません。
3 連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は次のとおりであります。
(1) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	台数	リース期間	年間 リース料 (百万円)	リース 契約残高 (百万円)
㈱NS・コンピ ュータサービス	本社 (新潟県長岡市)	その他	施設予約 システム	244	5年	74	163
	本社 (新潟県長岡市)	その他	連続紙ページ プリンタ	25	5年	21	66
日精サービス㈱	本社 (新潟県長岡市)	その他	車両運搬具	66	5年	50	101
	上越営業所 (新潟県上越市)	その他	車両運搬具	8	5年	5	23
	東京湾岸営業所 (千葉県市川市)	その他	車両運搬具	16	5年	16	14
	浜松営業所 (静岡県浜松市)	その他	車両運搬具	20	5年	15	23
	熊本営業所 (熊本県菊池市)	その他	車両運搬具	13	5年	8	11

- (2) 在外子会社
該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	本社工場 (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	基幹業務シス テム	2,200	1,067	自己資金	平成26年 12月	平成31年 3月	—
		自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	管理会計シス テム	339	27	自己資金	平成29年 1月	平成31年 4月	—
エヌエスアド バンテック㈱	本社工場 (新潟県小千谷市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	成形及び印刷 設備	237	156	自己資金	平成28年 4月	平成29年 9月	—
	長岡工場 (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	着色設備	362	208	自己資金	平成28年 4月	平成30年 3月	—
エヌエスエレ クトロニクス ㈱	本社工場 (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	空調入替	130	—	借入金	平成29年 5月	平成30年 1月	—
NSウエスト ㈱	三次工場 (広島県三次市)	自動車及び 汎用計器事業	工場	2,082	763	自己資金	平成28年 8月	平成30年 2月	—
	本社工場 (広島県庄原市)	自動車及び 汎用計器事業	基板実装設備	265	—	自己資金	平成29年 4月	平成29年 11月	—
日精儀器武漢 有限公司	中華人民 共和国 湖北省	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	219	—	借入金	平成28年 12月	平成29年 5月	—
エヌエス イ ンスツルメン ツ インディ ア社	インド アーンドラ・プラデ ーシュ州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	260	—	借入金	平成29年 4月	平成30年 2月	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	220,000,000
計	220,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,907,599	60,907,599	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株で あります。
計	60,907,599	60,907,599	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成23年6月28日の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	150	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月20日～ 平成53年7月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 922.83 資本組入額 462	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、取締役会の承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び執行役員のおいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成52年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 上記（1）に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記（注）3）に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成24年6月27日の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	195	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月20日～ 平成54年7月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 731.56 資本組入額 366	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、取締役会の承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成53年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注)3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（（注）1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成25年6月25日の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	122	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,200 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年7月19日～ 平成55年7月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,388.43 資本組入額 695	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成54年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注)3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（（注）1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成26年6月26日の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	114	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,400 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月18日～ 平成56年7月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,855.37 資本組入額 928	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、取締役会の承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成55年7月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注)3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（（注）1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成27年6月26日の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	83	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,300 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成27年7月18日～ 平成57年7月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,277.56 資本組入額 1,139	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、取締役会の承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)3	同左

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成56年7月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注)3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（（注）1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成28年6月28日の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	138	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,800 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月21日～ 平成58年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,497.71 資本組入額 749	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成57年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記((注)3)に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注)	52,129	60,907,599	23	14,494	23	6,214

(注) 新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	36	13	68	145	—	1,287	1,549	—
所有株式数 (単元)	—	18,693	172	8,326	19,944	—	13,317	60,452	455,599
所有株式数 の割合(%)	—	30.92	0.29	13.77	32.99	—	22.03	100.00	—

(注) 1 自己株式3,650,974株は、「個人その他」に3,650単元、「単元未満株式の状況」に974株含まれております。

2 上記「単元未満株式の状況」には証券保管振替機構名義の株式が650株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1-1号	3,753	6.16
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業 部)	2,834	4.65
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシ ティA棟)	2,462	4.04
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,294	3.76
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,958	3.21
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,779	2.92
株式会社第四銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通7番町 1071番地1	1,568	2.57
日本精機株式会社従業員持株会	新潟県長岡市東蔵王2丁目2-34	1,257	2.06
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA ZIP CODE: 94111 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業 部)	1,231	2.02
ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地	1,217	1.99
計	—	20,355	33.42

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式3,650千株(5.99%)があります。
- 2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 2,294千株
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,958千株
- 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、上記のほかにも、信託業務に係る株式1,074千株を所有しております。
- 4 フィデリティ投信株式会社から、平成25年12月9日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成25年12月2日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	1,878	3.08
計	—	1,878	3.08

- 5 平成28年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エフエムアールエルエルシーが平成28年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245 (245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA)	3,978	6.53
計	—	3,978	6.53

- 6 平成28年9月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが平成28年8月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱東京UFJ銀行以外は当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,779	2.92
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	778	1.28
計	—	2,557	4.20

- 7 平成29年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド及びティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インクが平成29年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市、EC4N4TZ、クイーン・ヴィクトリア・ストリート60 (60 Queen Victoria Street, London, EC4N4TZ, UK)	2,815	4.62
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク	米国メリーランド州、20202、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100 (100 East Pratt Street, Baltimore, Maryland, 20202 USA)	250	0.41
計	—	3,065	5.03

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,650,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,802,000	56,802	—
単元未満株式	普通株式 455,599	—	—
発行済株式総数	60,907,599	—	—
総株主の議決権	—	56,802	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式974株及び、証券保管振替機構名義の株式650株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本精機株式会社	新潟県長岡市東蔵王 2丁目2番34号	3,650,000	—	3,650,000	5.99
計	—	3,650,000	—	3,650,000	5.99

(9) 【ストックオプション制度の内容】

①平成23年6月28日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、平成23年6月28日の取締役会で決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

②平成24年6月27日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、平成24年6月27日の取締役会で決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

③平成25年6月25日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、平成25年6月25日の取締役会で決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

④平成26年6月26日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、平成26年6月26日の取締役会で決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

⑤平成27年6月26日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、平成27年6月26日の取締役会で決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

⑥平成28年6月28日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、平成28年6月28日の取締役会で決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

⑦平成29年6月28日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、平成29年6月28日の取締役会で決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成29年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	48,100株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年7月21日～平成59年7月20日
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株

主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役または執行役員の地位にある場合においても、平成58年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 上記（1）に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記（（注）3）に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
- (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（（注）1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	10,205	21,974,635
当期間における取得自己株式	1,178	2,683,592

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の行使)	—	—	—	—
その他(単元未満株式の買増請求による売渡)	—	—	—	—
保有自己株式数	3,650,974	—	3,652,152	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り・買増し及び新株予約権の行使による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は株主に対する安定配当の継続を基本に、配当額の決定を経営の最重要政策と認識し、各事業年度の業績と配当性向を総合的に勘案し利益還元を図っております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当期の剰余金の配当は、安定的な配当の継続を基本に、業績及び配当性向を勘案し、期末配当金を1株当たり18円とし、中間配当金17円と合わせて35円としております。この結果、当期の配当性向は37.2%となりました。

内部留保金につきましては、安定的な経営基盤を維持しつつ、新たな成長につながる戦略的な研究開発への先行投資、グローバル事業展開の拡大に向けた国内外の生産販売体制の整備・強化等に有効活用してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成28年10月28日 取締役会決議	973	17.0
平成29年5月15日 取締役会決議	1,030	18.0

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	1,372	2,091	2,805	2,864	2,567
最低(円)	725	1,104	1,420	2,000	1,466

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	2,049	2,434	2,540	2,567	2,460	2,507
最低(円)	1,885	1,984	2,336	2,398	2,300	2,328

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性 13名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	—	永井正二	昭和24年9月21日生	平成5年4月 川崎重工(株)民間航空機部課長 平成7年12月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成9年4月 当社常務取締役 平成10年6月 当社専務取締役 平成13年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 タイ-ニッポンセイキ社取締役 会長 平成20年3月 上海日精儀器有限公司董事長 平成20年4月 香港易初日精有限公司董事長 平成24年5月 エヌエスアドバンテック(株)取締 役会長 平成25年6月 当社代表取締役会長(現)	(注)3	427,550
取締役副会 長 副会長 執行役員	—	高田博俊	昭和28年8月10日生	昭和52年3月 当社入社 平成15年4月 ユーケーエヌ・エス・アイ社取 締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 平成23年4月 当社代表取締役専務 平成23年4月 当社営業本部長 平成23年6月 日精儀器武漢有限公司董事長 (現) 平成24年3月 日精儀器科技(上海)有限公司董 事長(現) 平成25年6月 当社代表取締役社長 平成26年3月 東莞日精電子有限公司董事長 (現) 平成26年4月 香港日本精機有限公司董事長 (現) 平成27年6月 当社代表取締役社長 社長執行役 員 平成27年7月 香港易初日精有限公司董事長 (現) 平成27年7月 上海日精儀器有限公司董事長 (現) 平成28年3月 タイ-ニッポンセイキ社取締役 会長(現) 平成29年6月 当社取締役副会長 副会長執行役 員(現)	(注)3	23,000
代表取締役 社長 社長 執行役員	—	佐藤守人	昭和34年3月30日生	昭和52年3月 当社入社 平成19年6月 当社取締役 平成20年4月 ユーケーエヌ・エス・アイ社取 締役社長 平成26年6月 当社常務取締役 平成27年6月 当社常務執行役員 平成28年4月 当社専務執行役員 平成28年6月 当社取締役 専務執行役員 平成28年10月 当社ものづくり管掌(製造本 部・生産技術本部) 平成29年4月 当社取締役 副社長執行役員 平成29年6月 当社代表取締役社長 社長執行役 員(現)	(注)3	16,650
取締役 専務執行役 員	品質保証本 部・コンボ ーネット事 業部・購買 本部・事業 管理本部管 掌 地域担 当：日本	大川 信	昭和32年6月23日生	昭和51年3月 当社入社 平成18年6月 当社取締役 平成21年6月 当社購買本部長 平成22年6月 当社常務取締役 平成26年6月 当社専務取締役 平成26年6月 当社事業企画本部長 兼 購買本 部長 平成27年4月 当社事業企画本部長 兼 購買本 部管掌 平成27年6月 当社取締役 専務執行役員(現) 平成28年4月 当社事業管理本部長 平成29年4月 当社品質保証本部・コンポーネ ント事業部・購買本部・事業管 理本部管掌 地域担当：日本 (現)	(注)3	26,150

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 専務執行役員	営業本部・ 計器設計本 部・ものづ くり本部管 掌 地域担 当：北中米	佐藤 浩一	昭和37年10月26日生	昭和60年4月 平成18年4月 平成23年6月 平成25年6月 平成25年6月 平成27年6月 平成28年4月 平成28年6月 平成29年4月 平成29年4月 平成29年6月	当社入社 エヌ・エス・インターナショナル社取締役副社長 当社取締役 当社常務取締役 当社技術本部副本部長 兼 車載設計統括部長 兼 機構技術部ゼネラルマネジャー 当社常務執行役員 当社技術本部副本部長 兼 車載設計統括部長 兼 設計管理担当 当社取締役 常務執行役員 当社取締役 専務執行役員(現) 当社営業本部・計器設計本部・技術本部・ものづくり本部管掌 地域担当：北中米(現) ニッポンセイキ・デ・メヒコ社取締役会議長(現)	(注) 3	11,150
取締役 常務執行役員	営業本部長 地域担当：アセアン	鈴木 淳一	昭和33年4月9日生	昭和52年3月 平成18年6月 平成21年6月 平成23年6月 平成27年6月 平成28年4月 平成29年4月 平成29年4月	当社入社 当社取締役 当社品質保証本部長 当社常務取締役 当社取締役 常務執行役員(現) 当社営業本部長 当社営業本部長 地域担当：アセアン(現) ベトナム・ニッポンセイキ社会長(現)	(注) 3	20,500
取締役 常務執行役員	ものづくり 本部長 兼 生産統括部 長 地域担 当：中国/ 台湾	平田 祐二	昭和36年10月23日生	昭和59年4月 平成14年4月 平成21年6月 平成23年4月 平成25年6月 平成27年6月 平成28年6月 平成28年6月 平成28年10月 平成28年10月 平成28年12月 平成29年2月 平成29年4月	当社入社 当社製造本部生産技術部長 当社執行役員 上海日精儀器有限公司総経理 当社取締役 当社上席執行役員 当社取締役 上席執行役員 当社中国事業担当 当社取締役 常務執行役員(現) 当社生産技術本部長 台湾日精儀器股份有限公司(現) 当社生産技術本部長 兼 生産技術統括部長 兼 生産性改革推進部長 当社ものづくり本部長 兼 生産統括部長 地域担当：中国/台湾(現)	(注) 3	6,000
取締役	—	有沢 三治	昭和17年7月7日生	昭和47年9月 昭和48年11月 昭和61年4月 昭和62年7月 平成7年6月 平成15年6月 平成22年12月 平成22年12月 平成26年6月 平成27年6月 平成29年6月	モービル石油㈱入社 三菱油化㈱入社 ㈱有沢製作所入社 同社取締役 同社代表取締役社長 同社最高経営執行責任者(CEO) ㈱プロテックインターナショナルホールディングス代表取締役社長(現) Protec Arisawa Europe, S.A. Director and Chairman(現) ㈱有沢製作所代表取締役会長 最高経営責任者(CEO) 当社取締役(現) ㈱有沢製作所代表取締役会長(現)	(注) 3	2,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	咲川 孝	昭和40年5月22日生	平成7年8月 平成8年3月 平成9年4月 平成13年9月 平成18年4月 平成23年11月 平成27年6月 新潟大学経済学部専任講師 青山学院大学大学院国際政治経済学 研究科国際経営学専攻博士課程修了、 博士(国際経営学) 新潟大学経済学部助教授 UCLA(カリフォルニア大学ロサンゼルス校) アンダーソン経営大学院客員研究員 新潟大学大学院技術経営研究科技術 経営専攻准教授 新潟大学大学院技術経営研究科技術 経営専攻教授(現) 当社取締役(現)	(注)3	0
常勤監査役	—	駒形 隆	昭和25年6月26日生	昭和48年3月 平成10年6月 平成15年6月 平成19年4月 平成19年6月 平成21年6月 当社入社 当社液晶事業部長 兼 技術開発部長 当社取締役 当社業務監査室ゼネラルマネジャー 当社執行役員 当社常勤監査役(現)	(注)4	48,000
常勤監査役	—	浅野 雅夫	昭和28年4月12日生	昭和51年3月 平成14年4月 平成21年6月 平成22年6月 当社入社 当社知的財産部長 当社執行役員 当社常勤監査役(現)	(注)5	13,178
監査役	—	宮島 道明	昭和25年2月25日生	昭和55年12月 昭和58年8月 平成11年5月 平成22年9月 平成23年6月 平成27年6月 平成28年3月 監査法人太田哲三事務所(現 新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 太田昭和監査法人代表社員就任 宮島道明公認会計士事務所開設(現) 当社監査役(現) ダイニチ工業(株)社外取締役(監査等委員)(現) (株)福田組監査役(現)	(注)6	4,000
監査役	—	斉木 悦男	昭和25年10月9日生	昭和54年4月 昭和54年4月 昭和58年4月 平成14年4月 平成15年4月 平成16年4月 平成21年5月 平成27年6月 弁護士登録 坂井熙一法律事務所入所 坂井・斉木法律事務所開設 新潟大学法学部講師客員教授 新潟地方裁判所及び新潟簡易裁判所 民事調停委員(現) 新潟大学大学院実務法学研究科講師就任 あさひ新潟法律事務所開設代表(現) 当社監査役(現)	(注)6	0
計						598,178

- (注) 1 取締役有沢三治及び咲川 孝は、社外取締役であります。
2 監査役宮島道明及び斉木悦男は、社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成33年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 監査役の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6 監査役の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめ、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会などのステークホルダーとの信頼関係を重視しております。

加えて、当社は、持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現のため、非財務情報を含む適切な情報開示、取締役等の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を支えるコーポレートガバナンス体制の実現、株主との建設的な対話が、最重要課題であると認識しております。

今後も持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に取り組んでまいります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

イ 会社の機関の内容

1. 取締役会

取締役会は、取締役9名（うち社外取締役2名）で構成されており、監査役4名（うち社外監査役2名）の出席のもと、原則として月1回定期的に開催され、株主利益を代表して経営の基本的な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。また、変化の激しい経営環境に迅速に対応できる体制とすべく、取締役任期を1年にしております。

2. 監査役・監査役会

監査役は、常勤監査役2名、社外監査役2名で構成されており、監査役会において決議した監査計画に記載の監査方針、重点監査事項、業務分担等に従い、効率的な監査に努めております。監査の実施にあたっては公正・中立的な立場から取締役の職務執行を監査することにより企業集団の持続的な成長に資するよう行動するとともに、企業統治体制及び内部統制システムの整備とその充実の促進について監査業務の中で留意しております。

3. 経営会議

当社は、取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員11名で構成する経営会議を原則として月2回開催し、取締役会で意思決定を行う事項の事前審議を行うとともに、取締役会から委任された権限の範囲内で当社の業務執行について審議し、意思決定を行っております。

4. 本部長会議

当社は、各本部及び事業部を代表する者8名で構成する本部長会議を原則として月2回開催し、当社グループ全体の視点から、本部間及び会社間にまたがる案件について横断的議論を行うとともに、業務執行に関する課題の抽出と対応方針の協議、また、重要な投資及び売却・廃棄案件の審査を行っております。

5. 4会議体

当社は、「品質会議」、「コスト会議」、「技術会議」、「生産性会議」の4つの会議体を設置し、各会議に紐づく経営施策（今後の成長を支える土台造りとしてのテーマ）、プロセステーマ（顕在化している課題への対応テーマ）の推進及び経営会議への実績報告を行うとともに、関連する先行投資やリスク投資の審議を行っております。なお、各部門は、この結果を本部長会議に報告しております。

6. 内部統制推進会議

当社は、内部統制推進会議を設置し、主要委員会からの定期的な報告を受け、それらが内部統制システムの一部として、有効に機能しているかを評価しております。この結果を代表取締役社長社長執行役員及び取締役会へ報告するとともに、こうした評価を基に、所要の改善を行っております。

7. 内部監査

当社の代表取締役社長社長執行役員直轄の独立した内部監査部門である業務監査室が、「内部監査規程」により年度内部監査計画を作成し、内部統制の改善に向けて、社内及び関連子会社における法令や社内規程違反の有無、並びに、内部統制システムの有効性を確認・評価し、それらの不備や改善すべき事項の指摘・提言を行うとともに、その結果を代表取締役社長社長執行役員に報告しております。更に、代表取締役社長社長執行役員の指示により、経営会議若しくは取締役会、又はその双方に、その実施状況を報告しております。

8. 現状の体制を採用している理由

当社グループの対処すべき課題に対する施策を効率的に推進してまいりますためには迅速で適切な意思決定を行うことが不可欠であり、かつ管理機能を強化していくことが重要であると考えております。このため当社

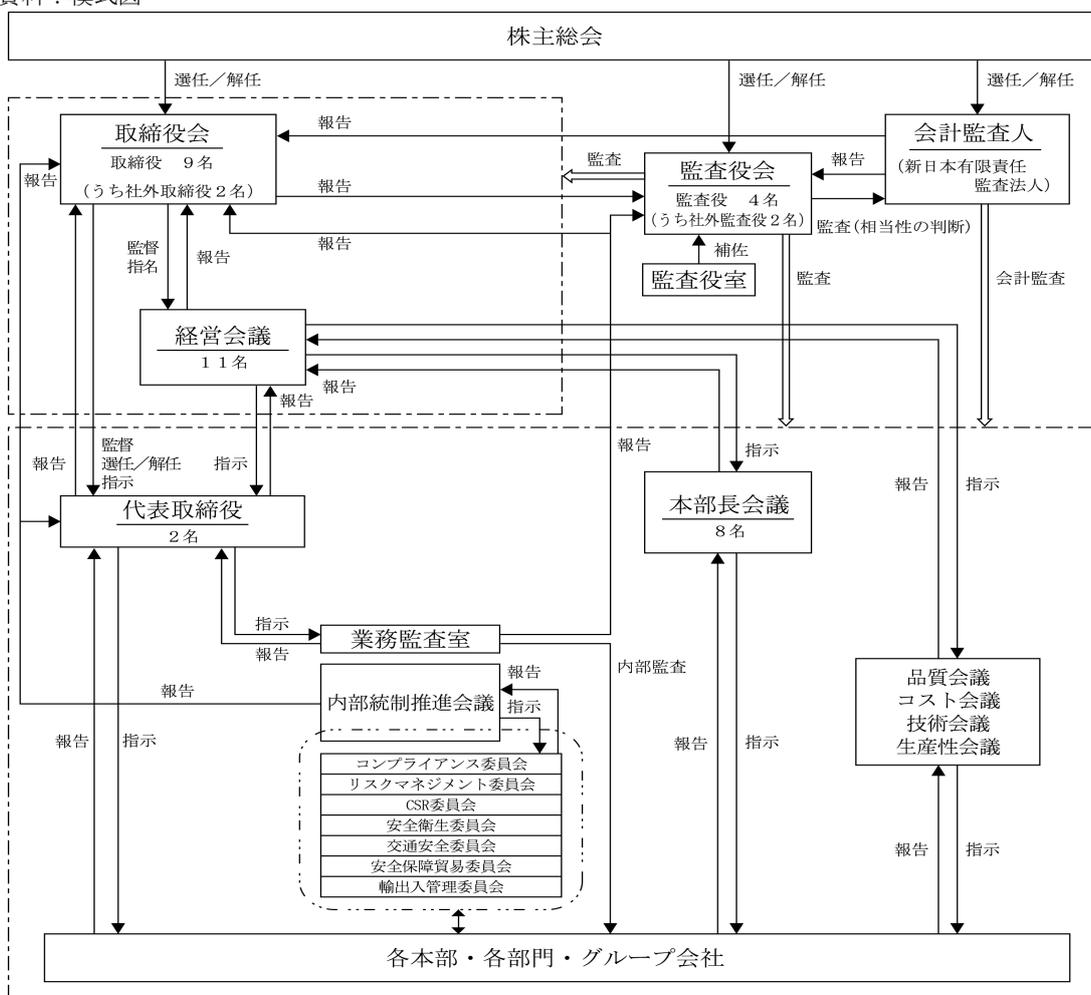
では取締役会の他に、経営会議及び本部長会議を定期的で開催し、重要な業務執行についての協議・検討を行っております。

社外取締役及び社外監査役には、経営者、大学教授、公認会計士及び弁護士としての豊富な経験、幅広い見識、高い専門性を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。

社外取締役は、客観的かつ中立な観点からの的確な提言・助言と意思決定を当社の経営に反映させていくとともに、社外監査役2名による外部からの経営の監視機能を十分に果たす体制が整っているため、現状の体制を採用しております。

当社におけるコーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する体制の模式図は次のとおりであります。

参考資料：模式図



ロ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 代表取締役社長社長執行役員から当社グループにおけるコンプライアンスを重視した企業活動を宣言するとともに、このコンプライアンス宣言を全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知を図る。さらに、コンプライアンス行動指針を制定し、内部通報制度の概要を含め全役職員に法令及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。

2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・オフィサーに法務を担当する取締役を任命するとともに、当該委員会にて、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題・課題把握と啓発活動に努め、コンプライアンス違反に関する重要な問題点について審議し、継続的改善を推進する。

また、各業務担当取締役及び執行役員は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクの分析と対策を行い、継続的に質向上を図る。

3) 使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる内部通報窓口をコンプライアンス委員会に設け、内部通報を受けた当該委員会は、その内容を精査し、担当部門と再発防止策を協議・決定し、全社展開を図ることで、係るシステムが、より活発に利用されるよう推進する。

また、弁護士による外部窓口を設け、内部通報を受けた弁護士は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき関連規程の作成と発行の管理を適切に行い、かつ機密管理規程により機密管理体制を明確にし、その管理体制のもと文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録し、必要により閲覧制限を設定して適切に保存及び管理する。
- 2) 係る文書等は、取締役及び監査役が必要により直ちに閲覧できる保存管理体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当社グループにおけるリスク認識と対応方法の共有化を図る。
- 2) リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント・オフィサーに製造又は生産技術を担当する取締役を任命するとともに、当該委員会にて組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応と当社グループへの展開を図り、継続的改善を推進する。
- 3) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定めるとともに、担当部署を定め迅速、適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 組織・分掌規程や職務権限規程といった職務権限・意思決定ルールに則り、職務を遂行する。
- 2) 各本部及び事業部を代表する者で構成する本部長会議を設置し、当社グループ全体の視点から、本部間及び会社間にまたがる案件について横断的議論を行うとともに、業務執行に関する課題の抽出と対応方針の協議を行う。また、重要な投資及び売却・廃棄案件の審査を行う。
- 3) 「品質会議」、「コスト会議」、「技術会議」、「生産性会議」の4つの会議は、各会議に紐づく経営施策（今後の成長を支える土台作りとしてのテーマ）、プロセステーマ（顕在化している課題への対応テーマ）の推進及び経営会議への実績報告を行うとともに、関連する先行投資やリスク投資の審議を行う。各部門は、この結果を本部長会議に報告する。
- 4) 取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会で意思決定を行う事項の事前審議を行うとともに、取締役会から委任された権限の範囲内で当社の業務執行について審議し、意思決定を行う。
- 5) 取締役会は中期経営計画に基づき単年度事業計画・予算設定及び月次・四半期業績管理を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社事業管理本部、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会は、グループマネジメント会議等を通じて情報の共有化を図るとともに、企業集団としての内部統制体制の実効性が高まるよう関係部門と連携する。
- 2) 当社業務監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長社長執行役員に報告する。代表取締役社長社長執行役員の指示により、経営会議若しくは取締役会、又はその双方に報告し、内部統制の改善を行う。
- 3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める取締役会規程、経営会議規程及び関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的又は随時に関係資料の提出等を求める。

当社は、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その他、必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社に規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて、これを子会社に周知することにより、リスク認識と対応方法の共有化を図る。

5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営の独立性を尊重する一方、一定の事項については重要度に応じ、当社（取締役会、経営会議若しくは当社代表取締役）の承認又は当社への報告を求める。

当社において、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その中で子会社と問題を共有することによって、子会社の経営課題の解決に努める。

6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ共通のコンプライアンス行動指針及び企業倫理に基づき、子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款に適合し、社会的な要請にこたえる事業活動に努める体制を構築する。

当社は、子会社に法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために内部通報制度の設置を求めるとともに、当社の内部通報窓口及び弁護士による外部窓口も併せて利用できる体制を構築する。

当社は、子会社の業務全般について業務監査室が監査できる体制を構築し、その指摘事項を子会社に遵守させる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに、その使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役の監査業務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。
- 2) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等の人事に関する事項については事前に監査役の承諾を得て行う。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に重大な法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、これを直ちに当社監査役に報告する。
- 2) 当社及び子会社の内部監査部門は監査の結果を適時に当社監査役に報告する。
- 3) 当社及び子会社の内部通報担当者は内部通報を受け付けた場合、速やかに当社監査役に報告する。
- 4) 当社業務監査室、法務部門、人事部門、企画部門等は定期的又は随時に、監査役に対する報告会を実施し、当社及び子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理の現状を報告する。
- 5) 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇したり人事異動や評価等について不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役は、監査役と定期的に重要課題の意見・情報の交換を行う。
- 2) 監査役は、会計監査人及び業務監査室と定期的又は随時に監査情報の共有化と相互活用のための意見・情報の交換を行う。
- 3) 取締役及び使用人は監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長社長執行役員の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス宣言に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。』と定め、全社的に取り組む。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社のコンプライアンス宣言に反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように体制を整備する。

1 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

法務部を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応する。各事業所、営業所等に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。

2 外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携して、反社会的勢力を排除する体制を整備する。また、新潟県企業対象暴力対策協議会に所属して、その指導を受けるとともに情報の共有化を図る。

3 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

法務部が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかを確認する。

4 反社会的勢力排除に関する規程の整備状況

当社は、反社会的勢力遮断規程を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断し、当社が社会から更に信頼される企業となる体制を構築する。

5 研修活動の実施状況

法務部は、当社及びグループ各社に反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行う。

1.3. 内部統制の実効性の評価に関する体制

当社は、事業運営において各部門・委員会から代表取締役社長社長執行役員、経営会議及び取締役会向けの各種報告並びにその評価、改善をもって、実効ある内部統制を推進している。

この体制を強化するべく、内部統制推進会議を設置している。各部門・委員会は内部統制システムの運用状況に関して、定期的に内部統制推進会議へ報告を行う。

内部統制推進会議は、内部統制の運用状況の評価を行い、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び取締役会へ報告する。

内部統制推進会議は、代表取締役社長社長執行役員及び取締役会からの指摘並びに自らの評価結果に基づいて、内部統制システムの改善を行い、定期的に見直しを行う。

③ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社は、内部監査部門として業務監査室を設置し、監査スタッフ5名により当社の内部監査を実施しております。その結果を代表取締役社長社長執行役員に報告する。代表取締役社長社長執行役員の指示により、執行役員会若しくは取締役会、又はその双方に報告し、内部統制の改善を行っております。

また、監査役監査については、監査役室を設置し、専任の監査スタッフ1名を配置して、監査役監査を支える体制を確保しております。また、監査役のうち1名は財務・会計に関する専門的知見を有する者を選任し、監査役監査の実効性を確保する上で業務監査室との連携が重要との観点から、業務監査室との間で年度監査計画及び監査結果等について定期的な情報交換を行っております。

監査役と会計監査人との連携は監査計画時、四半期レビュー時、期末決算監査時などに定期的に報告を受けているほか、意見及び情報の交換を積極的に行い、それぞれの監査で得られた内容を相互に共有化することにより、効率的な監査の実施に努めております。

更に内部監査、監査役監査及び会計監査の連携は、各々の役割を相互認識した上で、定期的に三者合同の会合を持ち、情報及び意見の交換を行っております。また、経理部門、法務部門などの内部統制部門は、内部統制の整備及び運用の状況に関して内部監査部門（業務監査室）、監査役、会計監査人に対して、必要に応じて報告を行っております。

④ 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役及び社外監査役を選任するための当社の独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2に列挙されている事由）を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を最低1名以上選任することとしており、独立社外取締役2名を選任しております。また、会社からの独立性以外の要素として、社外取締役又は社外監査役に期待する機能・役割を踏まえ、経営者、大学教授、公認会計士及び弁護士としての豊富な経験、幅広い見識、高い専門性を有する者を選任するものとしております。

また、当社では、内部統制システムの整備を積極的に推進し、かつ変化の激しい経営環境に迅速に対応できる体制とすべく取締役任期を選任後1年以内としており、社外取締役は、客観的かつ中立な観点からの確かな提言・助言と意思決定を当社の経営に反映させているとともに、社外監査役2名による外部からの経営の監視機能を十分に果たす体制を整えております。社外取締役有沢三治氏は株式会社有沢製作所の代表取締役会長を務めており、また長年にわたり最高経営責任者(CEO)を務めておりました。同氏より、海外事業を営む会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、引き続き、当社の経営全般に提言・助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため選任しており、社外取締役咲川 孝氏は長年にわたり国際経営学を専門に研究しており、組織・経営に関する専門家としての知識・経験等を有していることから、引き続き、当社の経営を監督していただくため選任しております。社外監査役宮島道明氏は公認会計士として培われた専門的知識・経験等を当社の監査に活かしていただくため選任しており、社外監査役齊木悦男氏は弁護士として培われた専門的知識・経験等を当社の監査に活かしていただくため選任しております。

社外取締役咲川 孝氏及び社外監査役齊木悦男氏と当社とは、利害関係はありません。

社外取締役有沢三治氏と当社とは、同氏が当社の株式を2,000株保有しており、社外監査役宮島道明氏と当社とは、同氏が当社の株式を4,000株保有しておりますが、その他の利害関係はありません。

⑤ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	275	154	20	100	10
監査役 (社外監査役を除く。)	39	28	—	10	2
社外役員	30	26	—	4	4

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬につきましては、当社の状況、当該役員の職位職責、従業員給与とのバランス等を考慮し、取締役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の限度内においてその配分を取締役に、監査役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の限度内において監査役の協議にて決定しております。

また、経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、平成23年6月28日開催の株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給及び取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入を決議しております。

なお、その後重任している役員及び在任中の役員への退職慰労金の支給の時期は各人の退任時とし、具体的な金額等の決定は、当該制度廃止時点の当社所定の基準に従い、廃止時点までの在任期間をもとに、取締役に、監査役については監査役の協議に一任いただくことをご承認いただいております。

注) 1 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第70回定時株主総会決議において年額4億円以内(うち社外取締役分は年額5千万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。)と決議いただいております。

2 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第61回定時株主総会決議において年額8千5百万円以内と決議いただいております。

⑥ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 31銘柄

貸借対照表計上額の合計額 17,030百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
本田技研工業(株)	3,481,826	10,744	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
ヤマハ発動機(株)	671,925	1,257	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
スズキ(株)	84,000	252	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	446,001	232	資金調達の円滑化
(株)第四銀行	536,662	207	資金調達の円滑化
富士重工業(株)	50,355	200	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)大光銀行	800,000	168	資金調達の円滑化
(株)富山第一銀行	347,457	164	資金調達の円滑化
(株)ユーシン	184,087	133	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
三菱電機(株)	50,000	58	民生機器事業における取引の円滑化
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	15,750	49	金融取引の円滑化
北越工業(株)	30,018	20	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)ノーリツ	11,000	20	民生機器事業における取引の円滑化
川崎重工業(株)	60,000	19	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
三信電気(株)	20,000	17	自動車、汎用計器事業並びに民生機器事業における取引の円滑化
(株)りそなホールディングス	37,880	15	資金調達の円滑化
第一生命ホールディングス(株)	1,900	2	金融取引の円滑化

(注) (株)ユーシン、三菱電機(株)、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)、北越工業(株)、(株)ノーリツ、川崎重工業(株)、三信電気(株)、(株)りそなホールディングス、第一生命ホールディングス(株)は貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、当社が保有するすべての特定投資株式について記載しております。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
本田技研工業(株)	3,497,826	11,721	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
ヤマハ発動機(株)	671,925	1,801	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
スズキ(株)	84,000	388	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	446,001	312	資金調達の円滑化
(株)第四銀行	536,662	236	資金調達の円滑化
富士重工業(株)	50,355	205	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)富山第一銀行	347,457	184	資金調達の円滑化
(株)大光銀行	800,000	176	資金調達の円滑化
(株)ユーシン	184,087	134	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
三菱電機(株)	50,000	79	民生機器事業における取引の円滑化
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	15,750	55	金融取引の円滑化
三信電気(株)	20,000	25	自動車、汎用計器事業並びに民生機器事業における取引の円滑化
(株)ノーリツ	11,000	23	民生機器事業における取引の円滑化
(株)りそなホールディングス	37,880	22	資金調達の円滑化
川崎重工業(株)	60,000	20	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化

(注) (株)ユーシン、三菱電機(株)、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)、三信電気(株)、(株)ノーリツ、(株)りそなホールディングス、川崎重工業(株)は貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、当社が保有するすべての特定投資株式について記載しております。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

⑦ 会計監査の状況

当社の監査証明に係る業務を執行した公認会計士は、江島智氏、大島伸一氏の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。監査業務に係る補助者の構成につきましては、公認会計士15名、その他16名からなっております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑪ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を行うことを目的とするものであります。

⑫ 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	52	8	54	27
連結子会社	—	—	—	—
計	52	8	54	27

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準への移行に関する助言業務であります。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準への移行に関する助言業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)及び事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適宜情報収集を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	58,861	101,886
受取手形及び売掛金	47,261	48,478
商品及び製品	13,091	16,315
仕掛品	3,600	4,040
原材料及び貯蔵品	18,917	23,047
繰延税金資産	2,768	3,826
その他	9,481	10,249
貸倒引当金	△189	△349
流動資産合計	153,792	207,494
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1, ※3 44,074	※1, ※3 45,537
減価償却累計額	△28,783	△29,404
建物及び構築物 (純額)	15,290	16,133
機械装置及び運搬具	※3 58,485	※3 60,837
減価償却累計額	△43,773	△44,956
機械装置及び運搬具 (純額)	14,712	15,881
工具、器具及び備品	※3 39,163	※3 40,448
減価償却累計額	△34,171	△35,257
工具、器具及び備品 (純額)	4,991	5,190
土地	※1 16,148	※1 16,466
リース資産	760	854
減価償却累計額	△506	△604
リース資産 (純額)	254	250
建設仮勘定	2,155	2,862
有形固定資産合計	53,552	56,785
無形固定資産		
のれん	6	—
その他	3,662	3,745
無形固定資産合計	3,669	3,745
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 19,302	※2 18,717
繰延税金資産	1,712	2,094
その他	60,112	2,107
貸倒引当金	△10	△10
投資その他の資産合計	81,115	22,908
固定資産合計	138,338	83,439
資産合計	292,130	290,934

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	32,760	34,805
短期借入金	※1 61,693	※1 54,449
リース債務	111	92
未払法人税等	1,327	1,565
賞与引当金	2,132	2,180
役員賞与引当金	70	59
製品補償損失引当金	580	3,273
受注損失引当金	19	—
訴訟損失引当金	870	867
関係会社整理損失引当金	—	48
その他	12,638	14,987
流動負債合計	112,205	112,329
固定負債		
長期借入金	8,460	7,410
リース債務	169	201
繰延税金負債	2,957	3,277
役員退職慰労引当金	223	231
退職給付に係る負債	2,985	3,180
資産除去債務	68	69
その他	214	248
固定負債合計	15,078	14,619
負債合計	127,283	126,948
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,494	14,494
資本剰余金	6,473	5,855
利益剰余金	120,432	126,203
自己株式	△6,314	△6,336
株主資本合計	135,085	140,216
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,032	5,311
為替換算調整勘定	15,487	12,852
退職給付に係る調整累計額	△116	△107
その他の包括利益累計額合計	19,403	18,056
新株予約権	80	100
非支配株主持分	10,277	5,611
純資産合計	164,847	163,985
負債純資産合計	292,130	290,934

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
売上高	243,606	240,520
売上原価	※1, ※5 191,858	※1, ※5 193,537
売上総利益	51,748	46,982
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	5,294	5,848
従業員給料	12,072	9,930
貸倒引当金繰入額	—	150
賞与引当金繰入額	622	670
製品補償損失引当金繰入額	305	258
退職給付費用	638	493
役員退職慰労引当金繰入額	40	41
減価償却費	1,571	1,349
役員賞与引当金繰入額	70	59
その他	13,048	10,883
販売費及び一般管理費合計	※1 33,664	※1 29,686
営業利益	18,083	17,296
営業外収益		
受取利息	1,780	1,683
受取配当金	421	480
その他	1,151	849
営業外収益合計	3,352	3,013
営業外費用		
支払利息	308	219
為替差損	4,617	2,264
その他	132	62
営業外費用合計	5,057	2,545
経常利益	16,378	17,764
特別利益		
固定資産売却益	※2 108	※2 95
投資有価証券売却益	16	18
特別利益合計	124	113
特別損失		
製品補償損失引当金繰入額	—	2,236
固定資産売却損	※3 14	※3 26
固定資産除却損	※4 74	※4 69
減損損失	—	※6 628
関係会社整理損失引当金繰入額	—	45
その他	—	501
特別損失合計	88	3,507
税金等調整前当期純利益	16,414	14,370
法人税、住民税及び事業税	5,538	5,783
法人税等調整額	754	△1,809
法人税等合計	6,293	3,974
当期純利益	10,121	10,396
非支配株主に帰属する当期純利益	977	983
親会社株主に帰属する当期純利益	9,143	9,412

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	10,121	10,396
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,508	1,279
為替換算調整勘定	△11,059	△3,323
退職給付に係る調整額	3	5
その他の包括利益合計	※1 △13,564	※1 △2,038
包括利益	△3,442	8,357
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△3,590	8,065
非支配株主に係る包括利益	147	292

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,494	6,476	113,218	△6,302	127,887
当期変動額					
剰余金の配当			△2,004		△2,004
親会社株主に帰属する当期純利益			9,143		9,143
連結範囲の変動			109		109
従業員奨励福利基金			△36		△36
自己株式の取得				△22	△22
自己株式の処分		△3		10	7
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△3	7,213	△12	7,197
当期末残高	14,494	6,473	120,432	△6,314	135,085

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	6,540	25,710	△112	32,138	66	10,570	170,663
当期変動額							
剰余金の配当							△2,004
親会社株主に帰属する当期純利益							9,143
連結範囲の変動							109
従業員奨励福利基金							△36
自己株式の取得							△22
自己株式の処分							7
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,508	△10,222	△4	△12,734	14	△293	△13,013
当期変動額合計	△2,508	△10,222	△4	△12,734	14	△293	△5,816
当期末残高	4,032	15,487	△116	19,403	80	10,277	164,847

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,494	6,473	120,432	△6,314	135,085
当期変動額					
剰余金の配当			△2,004		△2,004
親会社株主に帰属する当期純利益			9,412		9,412
連結範囲の変動			△1,615		△1,615
従業員奨励福利基金			△20		△20
自己株式の取得				△21	△21
自己株式の処分					—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△618			△618
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△618	5,771	△21	5,131
当期末残高	14,494	5,855	126,203	△6,336	140,216

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	4,032	15,487	△116	19,403	80	10,277	164,847
当期変動額							
剰余金の配当							△2,004
親会社株主に帰属する当期純利益							9,412
連結範囲の変動							△1,615
従業員奨励福利基金							△20
自己株式の取得							△21
自己株式の処分							—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△618
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,279	△2,634	8	△1,346	20	△4,666	△5,992
当期変動額合計	1,279	△2,634	8	△1,346	20	△4,666	△861
当期末残高	5,311	12,852	△107	18,056	100	5,611	163,985

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	16,414	14,370
減価償却費	9,113	8,430
減損損失	—	628
のれん償却額	80	5
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△18
株式報酬費用	19	20
賞与引当金の増減額 (△は減少)	218	49
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△38	△11
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	17	8
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△26	176
製品補償損失引当金の増減額 (△は減少)	237	2,690
訴訟損失引当金の増減額 (△は減少)	△57	△3
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	15	△19
関係会社整理損失引当金の増減額 (△は減少)	△161	46
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	288	224
受取利息及び受取配当金	△2,201	△2,164
支払利息	308	219
為替差損益 (△は益)	2,246	1,889
有形固定資産売却益	△108	△95
有形固定資産処分損	88	96
売上債権の増減額 (△は増加)	△10,037	△2,762
たな卸資産の増減額 (△は増加)	451	△9,158
その他の資産の増減額 (△は増加)	△2,668	852
仕入債務の増減額 (△は減少)	6,109	2,441
その他の負債の増減額 (△は減少)	1,889	1,245
その他	△16	127
小計	22,184	19,287
利息及び配当金の受取額	2,187	2,120
利息の支払額	△300	△220
損害賠償金の支払額	—	△12
法人税等の支払額	△7,181	△5,494
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,890	15,681
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	2,879	8,751
有価証券売却による収入	300	—
有形固定資産の取得による支出	△10,855	△11,027
有形固定資産の売却による収入	429	275
有形固定資産の除却による支出	△3	△14
無形固定資産、投資その他の資産の増減額 (△は増加)	△1,991	△1,491
貸付けによる支出	△113	△5
貸付金の回収による収入	1	9
投資有価証券の取得による支出	△53	△59
その他	20	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,386	△3,536

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	3,600	△7,085
長期借入れによる収入	—	5,000
長期借入金の返済による支出	△4,809	△6,300
リース債務の返済による支出	△146	△145
自己株式の純増減額 (△は増加)	△30	△10
配当金の支払額	△2,003	△2,004
非支配株主への配当金の支払額	△432	△2,102
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△3,095
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,823	△15,744
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,095	△1,709
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,585	△5,309
現金及び現金同等物の期首残高	39,429	41,015
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	195
現金及び現金同等物の期末残高	※1 41,015	※1 35,901

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 子会社のうち34社を連結の範囲に含めております。当該連結子会社は次のとおりであります。

エヌエスアドバンテック(株)、エヌエスエレクトロニクス(株)、NSウエスト(株)、(株)NS・コンピュータサービス、日精サービス(株)、(株)ホンダ四輪販売長岡、新潟マツダ自動車(株)、(株)マツダモビリティ新潟、(株)カーステーション新潟、ユーケーエヌ・エス・アイ社、ニッポンセイキヨーロッパ社、ニューサバイナインダストリーズ社、エヌ・エス・インターナショナル社、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社、ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社、ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社、ニッポンセイキ・ド・ブラジル社、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社、タイ-ニッポンセイキ社、タイ マット エヌエス社、ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社、インドネシア ニッポンセイキ社、ベトナム・ニッポンセイキ社、ダナンニッポンセイキ社、エヌエス インスツルメンツ インディア社、香港日本精機有限公司、東莞日精電子有限公司、上海日精儀器有限公司、香港易初日精有限公司、台湾日精儀器股份有限公司、常州日精儀器有限公司、日精工程塑料(南通)有限公司、日精儀器武漢有限公司、日精儀器科技(上海)有限公司

(注)前連結会計年度において非連結子会社であったエヌエス インスツルメンツ インディア社は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社は日精給食(株)の1社であります。

(3) 非連結子会社の日精給食(株)は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲より除いております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社1社及び関連会社1社は、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響に重要性がないため、持分法の適用より除いております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社、ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社、ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社、ニッポンセイキ・ド・ブラジル社、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社、タイ-ニッポンセイキ社、タイ マット エヌエス社、ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社、インドネシア ニッポンセイキ社、ベトナム・ニッポンセイキ社、香港日本精機有限公司、東莞日精電子有限公司、上海日精儀器有限公司、香港易初日精有限公司、台湾日精儀器股份有限公司、常州日精儀器有限公司、日精工程塑料(南通)有限公司、日精儀器武漢有限公司、及び日精儀器科技(上海)有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度末と連結決算日は一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

計器類の製品・仕掛品……総平均法

その他の製品・仕掛品……個別法

原材料……総平均法

貯蔵品……最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法によっております。

なお、耐用年数については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品補償損失引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる金額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

- ⑥ 訴訟損失引当金
訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。
 - ⑦ 関係会社整理損失引当金
関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失負担見込額を計上しております。
 - ⑧ 役員退職慰労引当金
一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- 完成工事高の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェア開発契約については進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては完成基準を適用しております。
- (6) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間
5年間で均等償却しております。
- (8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。
- (9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理について
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期預金」は、資産の総額の100分の1以下となったため、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」に表示していた「長期預金」58,122百万円及び「その他」1,990百万円は、「その他」60,112百万円として組替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
建物	406百万円	346百万円

上記のほかに、前連結会計年度において建物7百万円、土地153百万円を、また当連結会計年度において建物7百万円、土地153百万円をそれぞれ取引保証の担保に差入れております。

担保付債務

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
短期借入金	550百万円	251百万円

※2 非連結子会社及び関連会社株式に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券(株式)	2,812百万円	380百万円

※3 国庫補助金の受入により、取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
建物及び構築物	39百万円	37百万円
機械装置及び運搬具	211 "	187 "
工具、器具及び備品	16 "	14 "
計	267百万円	239百万円

(連結損益計算書関係)

※1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	4,738百万円	4,404百万円

※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物及び構築物	98百万円	－百万円
機械装置及び運搬具	8 "	17 "
工具、器具及び備品	1 "	8 "
無形固定資産	－ "	68 "
計	108百万円	95百万円

※3 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物及び構築物	1百万円	3百万円
機械装置及び運搬具	7 "	7 "
工具、器具及び備品	0 "	0 "
土地	4 "	0 "
無形固定資産	－ "	14 "
計	14百万円	26百万円

※4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物及び構築物	26百万円	50百万円
機械装置及び運搬具	40 "	10 "
工具、器具及び備品	7 "	8 "
計	74百万円	69百万円

※5 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上原価	213百万円	387百万円

※6 減損損失

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
液晶表示素子 モジュール生産	建物及び構築物、機械装置及び 運搬具、工具、器具及び備品、 土地、ソフトウェア	新潟県長岡市

当社グループは、報告セグメントを基準に資産をグルーピングしております。

当連結会計年度において、その他の報告セグメントに区分しているディスプレイ事業の事業環境の変化により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について減損損失（628百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物28百万円、機械装置及び運搬具208百万円、工具、器具及び備品6百万円、土地173百万円、ソフトウェア210百万円であります。なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、主に不動産鑑定基準に基づく鑑定評価等に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△3,765	1,816
組替調整額	—	△18
税効果調整前	△3,765	1,798
税効果額	1,257	△519
その他有価証券評価差額金	△2,508	1,279
為替換算調整勘定		
当期発生額	△11,059	△3,323
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△14	△16
組替調整額	19	26
税効果調整前	4	9
税効果額	△0	△4
退職給付に係る調整額	3	5
その他の包括利益合計	△13,564	△2,038

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	60,907	—	—	60,907

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,637,650	9,026	5,907	3,640,769

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	9,026株
----------------	--------

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少	5,400株
---------------	--------

単元未満株式の買増請求による減少	507株
------------------	------

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	80
合計			—	—	—	—	80

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月15日取締役会	普通株式	1,030	18.0	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月29日取締役会	普通株式	973	17.0	平成27年9月30日	平成27年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,030	18.0	平成28年3月31日	平成28年6月29日

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	60,907	—	—	60,907

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,640,769	10,205	—	3,650,974

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

10,205 株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	100
合計			—	—	—	—	100

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日取締役会	普通株式	1,030	18.0	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年10月28日取締役会	普通株式	973	17.0	平成28年9月30日	平成28年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,030	18.0	平成29年3月31日	平成29年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金	58,861百万円	101,886百万円
預入期間3ヶ月を超える定期預金	△17,845 "	△65,984 "
現金及び現金同等物	41,015百万円	35,901百万円

(リース取引関係)

1 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年以内	221百万円	357百万円
1年超	113 "	355 "
合計	334百万円	713百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、外貨建ての営業債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。また、主に取引先企業等に対し短期及び長期の貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2) 参照)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	58,861	58,861	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	47,261 △189		
	47,071	47,068	△3
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	14,836	14,836	—
(4) 長期預金	58,122	57,973	△148
資産計	178,891	178,739	△151
(1) 支払手形及び買掛金	32,760	32,760	—
(2) 短期借入金	57,143	57,143	—
(3) 長期借入金※	13,010	12,978	△31
負債計	102,913	102,881	△31

※1年以内返済予定分を含む。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	101,886	101,886	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	48,478 △349		
	48,129	48,127	△1
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	16,683	16,683	—
資産計	166,699	166,697	△1
(1) 支払手形及び買掛金	34,805	34,805	—
(2) 短期借入金	50,149	50,149	—
(3) 長期借入金※	11,710	11,693	△16
負債計	96,664	96,647	△16

※1年以内返済予定分を含む。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成28年3月31日	平成29年3月31日
非上場株式	4,465	2,034

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	58,861	—
受取手形及び売掛金	46,735	525
長期預金	—	58,122
合計	105,596	58,647

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	101,886	—
受取手形及び売掛金	48,145	332
合計	150,032	332

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	57,143	—	—	—	—	—
長期借入金	4,550	4,560	2,550	1,350	—	—
合計	61,693	4,560	2,550	1,350	—	—

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	50,149	—	—	—	—	—
長期借入金	4,300	3,810	2,350	1,000	250	—
合計	54,449	3,810	2,350	1,000	250	—

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	13,355	7,431	5,923
小計	13,355	7,431	5,923
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	343	473	△130
その他	1,137	1,213	△76
小計	1,480	1,687	△206
合計	14,836	9,119	5,717

当連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	15,175	7,482	7,692
小計	15,175	7,482	7,692
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	369	471	△101
その他	1,138	1,143	△4
小計	1,508	1,614	△106
合計	16,683	9,097	7,586

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（全て積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（全て非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度には、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,347	2,377
勤務費用	161	207
利息費用	46	39
数理計算上の差異の発生額	16	38
退職給付の支払額	△97	△122
過去勤務費用の発生額	—	17
新規連結子会社	—	3
その他	△95	△19
退職給付債務の期末残高	2,377	2,541

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	177	186
期待運用収益	3	0
数理計算上の差異の発生額	1	0
事業主からの拠出額	28	28
退職給付の支払額	△18	△23
その他	△5	△3
年金資産の期末残高	186	189

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	322	315
年金資産	△186	△189
	136	126
非積立型制度の退職給付債務	2,055	2,225
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,191	2,352
退職給付に係る負債	2,191	2,352
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,191	2,352

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	161	207
利息費用	46	39
期待運用収益	△3	△0
数理計算上の差異の費用処理額	19	47
過去勤務費用の費用処理額	0	17
その他	—	△17
確定給付制度に係る退職給付費用	223	293

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
過去勤務費用	0	—
数理計算上の差異	4	9
合計	4	9

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
未認識数理計算上の差異	169	159
合計	169	159

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
現金及び預金	100%	33%
債券	—	15%
株式	—	45%
その他	—	7%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
割引率	2.0%	1.7%
長期期待運用収益率	1.8%	1.1%
予想昇給率	3.9%	2.9%

3 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	595	793
退職給付費用	211	66
退職給付の支払額	△13	△31
退職給付に係る負債の期末残高	793	827

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	793	827
退職給付に係る負債	793	827
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	793	827

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度211百万円 当連結会計年度66百万円

4 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1,267百万円、当連結会計年度1,063百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	19百万円	20百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成23年 6月28日	平成24年 6月27日	平成25年 6月25日	平成26年 6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 15	当社取締役 14	当社取締役 13	当社取締役 15
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 24,700	普通株式 30,400	普通株式 13,900	普通株式 12,200
付与日	平成23年 7月19日	平成24年 7月19日	平成25年 7月18日	平成26年 7月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。	権利確定条件は付されておられません。	権利確定条件は付されておられません。	権利確定条件は付されておられません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年 7月20日～平成53年 7月19日	平成24年 7月20日～平成54年 7月19日	平成25年 7月19日～平成55年 7月18日	平成26年 7月18日～平成56年 7月17日

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年 6月26日	平成28年 6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社執行役員 12	当社取締役 6 当社執行役員 14
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 8,300	普通株式 13,800
付与日	平成27年 7月17日	平成28年 7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。	権利確定条件は付されておられません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年 7月18日～平成57年 7月17日	平成28年 7月21日～平成58年 7月20日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	66,400
付与(株)	13,800
失効(株)	—
権利確定(株)	—
未確定残(株)	80,200
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	—
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社
	権利行使	未決済残
権利行使価格(円)	—	1
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	1,317.83

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動性 37.06%

5.8年間(平成22年10月2日から平成28年7月19日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

② 予想残存期間 5.8年

過去10年間に退任した取締役の平均的な在任期間から、現在の在任取締役及び執行役員の平均在任期間を減じて算出

③ 予想配当 35円/株

平成28年3月期の配当実績による

④ 無リスク利率 Δ 0.33%

国債の利回りから5.8年の利回りを直線近似にて算出

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
(繰延税金資産)		
たな卸資産評価損	766百万円	904百万円
賞与引当金	628 "	633 "
退職給付に係る負債	916 "	987 "
減価償却超過額	396 "	402 "
減損損失	697 "	472 "
未実現利益消去による調整額	1,041 "	990 "
ソフトウェア開発費	1,498 "	2,013 "
製品補償損失引当金	176 "	895 "
その他	1,291 "	1,398 "
繰延税金資産小計	7,413 "	8,698 "
評価性引当額	△1,089 "	△657 "
繰延税金資産合計	6,323 "	8,041 "
(繰延税金負債)		
特別償却準備金	△35 "	△25 "
その他有価証券評価差額金	△2,203 "	△2,282 "
海外子会社の留保利益	△2,273 "	△2,193 "
その他	△287 "	△895 "
繰延税金負債合計	△4,800 "	△5,397 "
繰延税金資産の純額	1,523百万円	2,644百万円

(注)前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産—繰延税金資産	2,768百万円	3,826百万円
固定資産—繰延税金資産	1,712 "	2,094 "
固定負債—繰延税金負債	2,957 "	3,277 "

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「製品補償損失引当金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「その他」に表示していた1,468百万円は、「製品補償損失引当金」176百万円、「その他」1,291百万円として組替えております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	32.8 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	3.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.4	△2.1
法人税額の特別控除	△1.0	△2.0
海外子会社税率差異	0.0	1.9
評価性引当額	△0.4	△2.2
海外子会社の留保利益	1.5	△0.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.3	—
過年度法人税等	1.3	△0.2
その他	3.5	△1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.3 %	27.7 %

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めていた「海外子会社税率差異」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「その他」に表示していた3.5%は、「海外子会社税率差異」0.0%、「その他」3.5%として組替えております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、賃貸等不動産の概要、連結貸借対照表計上額、当連結会計年度における主な変動、連結決算日における時価及び当該時価の算定方法等の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、賃貸等不動産の概要、連結貸借対照表計上額、当連結会計年度における主な変動、連結決算日における時価及び当該時価の算定方法等の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社では、製品別の事業単位を置き、各事業単位は取り扱う製品、サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業単位を基礎として、主に製品の特性に基づき、「自動車及び汎用計器事業」、「民生機器事業」、及び「自動車販売事業」を報告セグメントとしております。

「自動車及び汎用計器事業」は、四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサーの製造販売をしております。「民生機器事業」は、OA・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY、高密度実装基板EMSの製造販売をしております。「自動車販売事業」は新車・中古車の販売、車検・整備等のサービスを行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間取引は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	自動車及 び汎用計 器事業	民生機器 事業	自動車 販売事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	189,784	13,993	22,845	226,623	16,982	243,606	—	243,606
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	27	27	15,956	15,984	△15,984	—
計	189,784	13,993	22,873	226,651	32,939	259,591	△15,984	243,606
セグメント利益又は損失 (△)	15,876	△338	969	16,507	1,730	18,238	△154	18,083
セグメント資産	211,020	9,374	11,901	232,296	16,384	248,680	43,450	292,130
その他の項目								
減価償却費	7,549	266	499	8,314	736	9,051	36	9,088
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	8,183	193	1,053	9,430	1,219	10,650	250	10,901

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ディスプレイ事業、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△154百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額43,450百万円には、全社資産43,842百万円が含まれております。全社資産は、主に提出会社の資金(現金及び預金、投資有価証券)であります。

(3) 減価償却費の調整額36百万円は、全社資産の減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額250百万円は、全社資産に対する投資であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	自動車及 び汎用計 器事業	民生機器 事業	自動車 販売事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	190,316	11,472	21,686	223,475	17,044	240,520	—	240,520
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	34	34	16,656	16,690	△16,690	—
計	190,316	11,472	21,720	223,510	33,700	257,210	△16,690	240,520
セグメント利益又は損失 (△)	13,941	△47	1,041	14,935	2,606	17,542	△246	17,296
セグメント資産	205,462	9,640	11,941	227,043	16,484	243,528	47,405	290,934
その他の項目								
減価償却費	6,858	240	502	7,601	761	8,363	35	8,398
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	9,774	210	1,154	11,139	1,198	12,338	383	12,722

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ディスプレイ事業、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△246百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- (2) セグメント資産の調整額47,405百万円には、全社資産47,522百万円が含まれております。全社資産は、主に提出会社の資金(現金及び預金、投資有価証券)であります。
- (3) 減価償却費の調整額35百万円は、全社資産の減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額383百万円は、全社資産に対する投資であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア	合計
87,863	56,439	27,562	71,742	243,606

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア	合計
29,282	9,005	1,582	13,682	53,552

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア	合計
85,984	57,430	22,130	74,975	240,520

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア	合計
31,197	9,043	1,774	14,769	56,785

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	全社・消去	合計
	自動車及び汎用計器事業	民生機器事業	自動車販売事業	計			
減損損失	—	—	—	—	628	—	628

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ディスプレイ事業、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	自動車及び汎用計器事業	自動車販売事業	計		
(のれん)					
当期償却額	—	80	80	—	80
当期末残高	—	6	6	—	6
(負ののれん)					
当期償却額	—	—	—	—	—
当期末残高	—	—	—	—	—

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ディスプレイ事業、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	自動車及び汎用計器事業	自動車販売事業	計		
(のれん)					
当期償却額	—	6	6	—	6
当期末残高	—	—	—	—	—
(負ののれん)					
当期償却額	—	—	—	—	—
当期末残高	—	—	—	—	—

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ディスプレイ事業、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	2,697.71円	2,764.28円
1株当たり当期純利益金額	159.67円	164.37円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	159.48円	164.15円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	9,143	9,412
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	9,143	9,412
普通株式の期中平均株式数(千株)	57,269	57,262
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	65	77
(うち新株予約権)(千株)	(65)	(77)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	164,847	163,985
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	10,357	5,711
(うち新株予約権)(百万円)	(80)	(100)
(うち非支配株主持分)(百万円)	(10,277)	(5,611)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	154,489	158,273
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	57,266	57,256

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	57,143	50,149	0.306	—
1年以内に返済予定の長期借入金	4,550	4,300	0.260	—
1年以内に返済予定のリース債務	111	92	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	8,460	7,410	0.260	平成30年12月10日～ 平成33年6月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	169	201	—	平成30年5月25日～ 平成36年10月23日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	70,435	62,154	—	—

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため記載しておりません。
 3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,810	2,350	1,000	250
リース債務	72	56	45	20

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

1. 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	58,180	115,349	174,043	240,520
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,117	3,817	13,827	14,370
親会社株主に 帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	388	1,811	9,115	9,412
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6.79	31.64	159.19	164.37

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	6.79	24.85	127.56	5.17

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,789	18,249
受取手形	330	235
電子記録債権	4,789	5,473
売掛金	※3 38,365	※3 35,988
製品	3,574	3,823
原材料	2,281	3,382
仕掛品	1,572	1,893
貯蔵品	325	302
前払費用	33	38
繰延税金資産	797	1,708
短期貸付金	※3 11,656	※3 15,498
未収入金	※3 4,896	※3 3,965
その他	10	163
貸倒引当金	△98	△74
流動資産合計	86,325	90,650
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1,※2 3,450	※1,※2 3,725
構築物	126	138
機械及び装置	※2 1,680	※2 1,624
車両運搬具	※2 21	※2 29
工具、器具及び備品	※2 1,646	※2 1,683
土地	※1 7,278	※1 7,103
リース資産	11	5
建設仮勘定	393	574
有形固定資産合計	14,609	14,885
無形固定資産		
ソフトウェア	1,354	1,321
ソフトウェア仮勘定	845	972
その他	0	0
無形固定資産合計	2,200	2,294
投資その他の資産		
投資有価証券	16,345	18,169
関係会社株式	74,135	76,330
長期貸付金	※3 3,466	※3 2,355
長期前払費用	48	36
繰延税金資産	636	822
その他	120	158
貸倒引当金	△10	△10
投資損失引当金	—	△97
投資その他の資産合計	94,743	97,765
固定資産合計	111,553	114,945
資産合計	197,879	205,595

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	745	792
買掛金	※3 19,311	※3 19,060
短期借入金	※3 65,446	※3 66,632
1年内返済予定の長期借入金	4,550	4,300
リース債務	6	4
未払金	※3 3,630	※3 4,436
未払法人税等	10	371
未払費用	※3 6,299	※3 5,346
前受金	0	116
賞与引当金	882	906
役員賞与引当金	33	29
製品補償損失引当金	4	2,629
訴訟損失引当金	870	867
預り金	171	175
設備関係支払手形	171	564
その他	0	—
流動負債合計	102,134	106,231
固定負債		
長期借入金	8,450	7,400
リース債務	6	1
退職給付引当金	1,331	1,347
その他	168	175
固定負債合計	9,955	8,924
負債合計	112,090	115,155
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,494	14,494
資本剰余金		
資本準備金	6,214	6,214
その他資本剰余金	258	258
資本剰余金合計	6,473	6,473
利益剰余金		
利益準備金	960	960
その他利益剰余金		
特別償却準備金	0	—
別途積立金	60,580	63,080
繰越利益剰余金	5,530	6,419
利益剰余金合計	67,071	70,460
自己株式	△6,314	△6,336
株主資本合計	81,724	85,091
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,983	5,247
評価・換算差額等合計	3,983	5,247
新株予約権	80	100
純資産合計	85,788	90,439
負債純資産合計	197,879	205,595

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
売上高	※1 114,703	※1 117,415
売上原価	※1 101,182	※1 104,387
売上総利益	13,521	13,028
販売費及び一般管理費	※1,※2 9,927	※1,※2 10,352
営業利益	3,594	2,675
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 3,489	※1 7,034
為替差益	—	177
その他	683	616
営業外収益合計	4,172	7,828
営業外費用		
支払利息	272	227
為替差損	1,992	—
その他	16	10
営業外費用合計	2,281	237
経常利益	5,485	10,266
特別利益		
固定資産売却益	※1 2	※1 0
投資有価証券売却益	16	18
特別利益合計	18	19
特別損失		
製品補償損失引当金繰入額	—	2,236
固定資産処分損	14	49
減損損失	—	628
関係会社株式評価損	71	1,274
その他	—	598
特別損失合計	85	4,786
税引前当期純利益	5,418	5,499
法人税、住民税及び事業税	502	1,715
法人税等調整額	501	△1,608
法人税等合計	1,003	106
当期純利益	4,414	5,392

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	14,494	6,214	261	6,476	960	2	54,980	8,718	64,661
当期変動額									
剰余金の配当								△2,004	△2,004
特別償却準備金の取崩						△1		1	—
別途積立金の積立							5,600	△5,600	—
当期純利益								4,414	4,414
自己株式の取得									
自己株式の処分			△3	△3					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	△3	△3	—	△1	5,600	△3,187	2,410
当期末残高	14,494	6,214	258	6,473	960	0	60,580	5,530	67,071

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△6,302	79,330	6,499	66	85,896
当期変動額					
剰余金の配当		△2,004			△2,004
特別償却準備金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
当期純利益		4,414			4,414
自己株式の取得	△22	△22			△22
自己株式の処分	10	7			7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△2,516	14	△2,502
当期変動額合計	△12	2,394	△2,516	14	△107
当期末残高	△6,314	81,724	3,983	80	85,788

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	14,494	6,214	258	6,473	960	0	60,580	5,530	67,071
当期変動額									
剰余金の配当								△2,004	△2,004
特別償却準備金の取崩						△0		0	—
別途積立金の積立							2,500	△2,500	—
当期純利益								5,392	5,392
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△0	2,500	889	3,388
当期末残高	14,494	6,214	258	6,473	960	—	63,080	6,419	70,460

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			
当期首残高	△6,314	81,724	3,983		80	85,788
当期変動額						
剰余金の配当		△2,004				△2,004
特別償却準備金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
当期純利益		5,392				5,392
自己株式の取得	△21	△21				△21
自己株式の処分		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,264		20	1,284
当期変動額合計	△21	3,366	1,264		20	4,650
当期末残高	△6,336	85,091	5,247		100	90,439

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

計器類の製品・仕掛品……総平均法

その他の製品・仕掛品……個別法

原材料……総平均法

貯蔵品……最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品補償損失引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係わる費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる金額を計上しております。

(5) 訴訟損失引当金

訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。

(6) 投資損失引当金

関係会社等への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産

取引保証の担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
建物	7百万円	7百万円
土地	153 "	153 "
計	161百万円	160百万円

※2 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
圧縮記帳額	184百万円	184百万円
（うち、建物）	31 "	31 "
（うち、機械及び装置）	136 "	136 "
（うち、車両運搬具）	0 "	0 "
（うち、工具、器具及び備品）	14 "	14 "

※3 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	41,549百万円	42,452百万円
長期金銭債権	3,466 "	2,355 "
短期金銭債務	18,514 "	25,722 "

4 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入債務及び商取引に対し、保証を行っております。

(債務保証)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
新潟マツダ自動車株	726百万円	744百万円
(株)NS・コンピュータサービス	155 "	77 "
計	881百万円	821百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業取引 (収入分)	66,603百万円	67,312百万円
営業取引 (支出分)	26,021 "	28,667 "
営業取引以外の取引 (収入分)	3,187 "	6,505 "
営業取引以外の取引 (支出分)	1,335 "	1,242 "

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
荷造運搬費	3,807百万円	3,938百万円
役員報酬	308 "	294 "
従業員給料	1,573 "	1,836 "
従業員賞与	614 "	389 "
賞与引当金繰入額	204 "	211 "
製品補償損失引当金繰入額	4 "	99 "
貸倒引当金繰入額	2 "	0 "
減価償却費	207 "	205 "
おおよその割合		
販売費	65%	61%
一般管理費	35%	39%

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式73,763百万円、関連会社株式371百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式75,958百万円、関連会社株式371百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
(繰延税金資産)		
たな卸資産評価損	204百万円	219百万円
有価証券評価損	290 "	677 "
賞与引当金	266 "	272 "
訴訟損失引当金	266 "	265 "
退職給付引当金	405 "	409 "
減損損失	694 "	469 "
減価償却超過額	278 "	343 "
ソフトウェア開発費	1,498 "	2,013 "
製品補償損失引当金	1 "	716 "
その他	326 "	519 "
繰延税金資産小計	4,231 "	5,906 "
評価性引当額	△1,059 "	△1,125 "
繰延税金資産合計	3,171 "	4,780 "
(繰延税金負債)		
特別償却準備金	△0 "	— "
その他有価証券評価差額金	△1,737 "	△2,249 "
繰延税金負債合計	△1,737 "	△2,249 "
繰延税金資産の純額	1,433百万円	2,531百万円

(表示方法の変更)

前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「製品補償損失引当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の繰延税金資産の「その他」に表示していた328百万円は、「製品補償損失引当金」1百万円、「その他」326百万円として組み替えております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	32.8%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△16.9	△33.6
法人税額の特別控除	△3.1	△3.9
外国源泉税	1.1	8.3
評価性引当額	0.4	1.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.9	—
その他	△1.5	△1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.5%	1.9%

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めていた「外国源泉税」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の繰延税金資産の「その他」に表示していた△0.4%は、「外国源泉税」1.1%、「その他」△1.5%として組み替えております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	3,450	590	55 (25)	260	3,725	12,060
	構築物	126	38	4 (3)	21	138	1,631
	機械及び装置	1,680	686	226 (208)	516	1,624	13,193
	車両運搬具	21	21	0	12	29	133
	工具、器具及び備品	1,646	1,352	33 (6)	1,282	1,683	23,806
	土地	7,278	—	174 (173)	—	7,103	—
	リース資産	11	—	—	5	5	24
	建設仮勘定	393	2,164	1,983	—	574	—
	計	14,609	4,853	2,479 (417)	2,098	14,885	50,849
無形固定資産	ソフトウェア	1,354	837	210 (210)	659	1,321	1,745
	ソフトウェア仮勘定	845	127	—	—	972	—
	その他	0	—	—	0	0	0
	計	2,200	964	210 (210)	659	2,294	1,745

(注) 1 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

(1) 建物	賃借用建物改修工事	258百万円
	R&Dセンター棟空調改修工事	121百万円
(2) 機械及び装置	計器類生産設備の購入及び社内製作	424百万円
	ヘッドアップディスプレイ用製造設備導入	165百万円
(3) 工具、器具及び備品	生産用金型の購入及び社内製作	594百万円
	計器類生産設備の購入及び社内製作	460百万円
(4) 建設仮勘定	計器類生産設備の購入及び社内製作	770百万円
	セントラルキッチン棟新築工事	202百万円

2 国庫補助金の受入により取得原価より控除した圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	31百万円
機械及び装置	136百万円
車両運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	14百万円

3 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	108	18	42	84
賞与引当金	882	906	882	906
役員賞与引当金	33	29	33	29
製品補償損失引当金	4	2,625	0	2,629
訴訟損失引当金	870	—	3	867
投資損失引当金	—	97	—	97

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し	
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.nippon-seiki.co.jp/ir/public_notice/
株主に対する特典	ありません。

(注) 1 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

2 平成29年4月20日開催の取締役会決議により、1単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。なお、実施日は平成29年10月1日であります。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第71期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)平成28年6月29日に関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成28年6月29日に関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書
第72期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月10日に関東財務局長に提出。
第72期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月14日に関東財務局長に提出。
第72期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)平成29年2月14日に関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書
平成28年6月30日に関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書
平成29年4月20日に関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月28日

日本精機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江 島	智 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 島 伸 一	⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精機株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本精機株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本精機株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6月28日

日本精機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江 島 智	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 島 伸 一	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第72期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精機株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月29日

【会社名】 日本精機株式会社

【英訳名】 NIPPON SEIKI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長執行役員 佐藤 守人

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長社長執行役員佐藤守人は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社（34社）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社21社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社13社については、金額的及び質的影響の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の概ね2/3に達している7事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし

5 【特記事項】

該当事項なし

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月29日
【会社名】	日本精機株式会社
【英訳名】	NIPPON SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 佐藤 守人
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 社長執行役員 佐藤守人は、当社の第72期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。